

# 特別自治市制度実現に向けた展望

～横浜から日本の自治をスマートに変革する～

2021年9月30日

一橋大学大学院法学研究科教授 辻 琢也

# 目次

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 2 超高齢社会における少子化対策
- 3 地球温暖化時代の危機管理・防災対策
- 4 進む国際化に対応したまちづくり
- 5 DX時代の行政組織／税務事務と行政区
- 6 超高齢社会における持続的な都市経営
- 結 特別自治市移行に向けた道程と選択

# 特別自治市→市域内において県の機能を指定都市が併せもつ

## DX時代における行政の流通革命

### アプリ改革(政策改善)を進めるためのプラットフォーム改革(4G→5G)

#### ①ムダをなくす = 二重行政の廃止

すでに自治体業務の大半を行っている指定都市に、自治体として必要な業務を一元化。県から独立することによって、必要とする調整業務・事務手続きを大幅に減らし、時間・職員・組織・予算のムダを大きく削減できる。

#### ②改善を促進する = 「遅い」お役所仕事の克服

中間団体（県）から独立することによって、自治体における受益と負担の見える化が進む。住民と現場で接する基礎自治体が、国等の行政機関に直接対峙できる機会が増え、住民ニーズを自治体や国等の政策に迅速に反映しやすくなる。

#### ③制度変更を最小にする ←よき横浜の自治をつなぐ

日常生活に係る変更は最小限度。地方自治制度上は大きな改革でありながら、区域・市域の変更は伴わない。県費負担教職員に係る権限移譲により、15,000人を超える県職員が既に市に移管済み。これまでの地方分権の延長線上に位置する。

1

# 新型コロナウイルス感染症対策

# 新型コロナウイルス感染症対策について①

都道府県別の9月1日現在の感染者とワクチン接種の状況

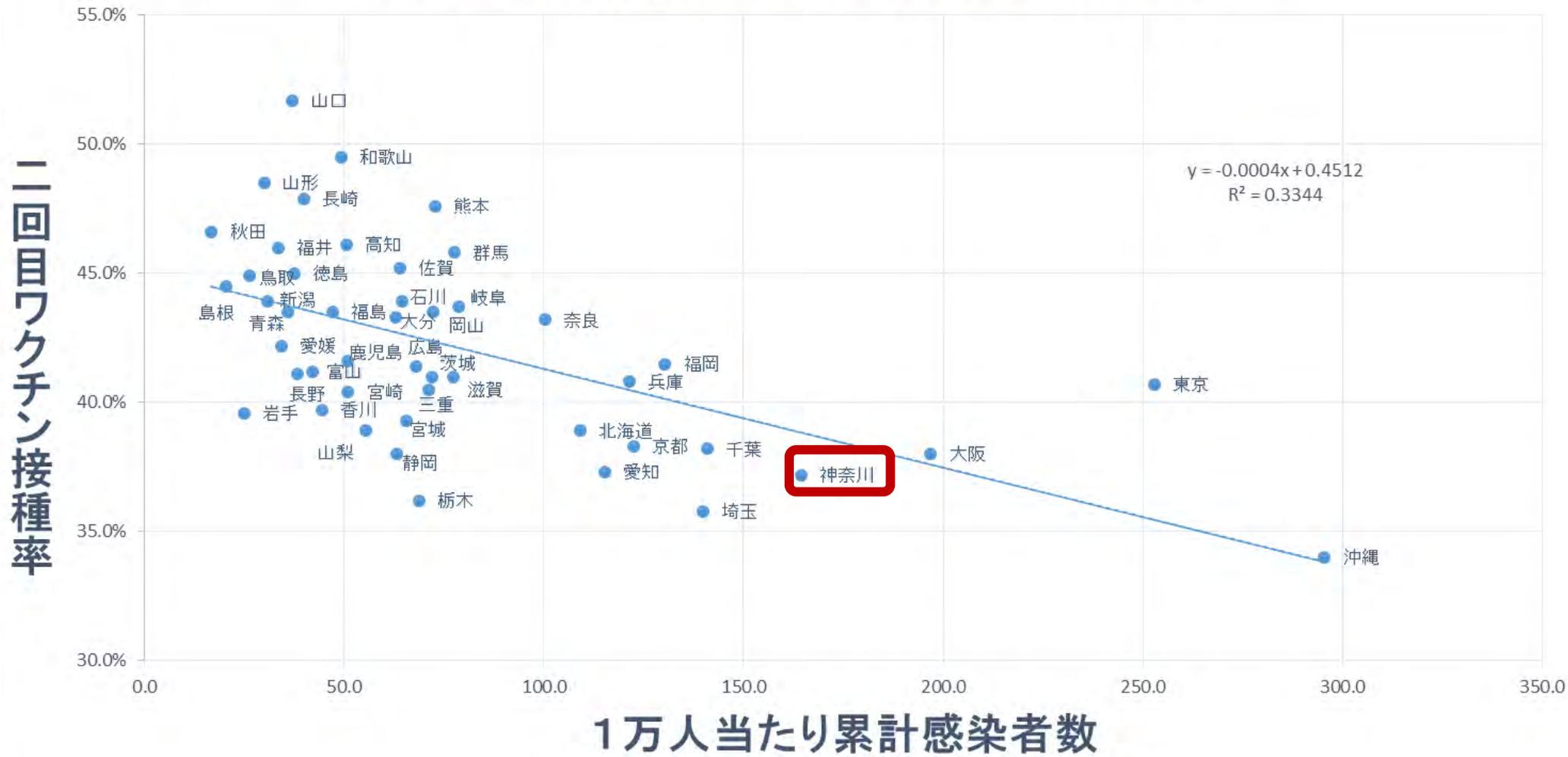
- 人口当たり感染者数は東京圏、沖縄で多く、関西圏が続いている。
- ワクチン接種は感染者数の比較的少ない地方部で多くなっている。

都道府県名	一人当たりの感染者数		2回目接種率		都道府県名	一人当たりの感染者数		2回目接種率	
	順位	感染者数	順位	接種率		順位	感染者数	順位	接種率
北海道	11	109.1	37	38.9%	滋賀	15	77.4	29	41.0%
青森	39	36.0	17	43.5%	京都	8	122.6	39	38.3%
岩手	45	25.0	35	39.6%	大阪	3	196.9	42	38.0%
宮城	22	65.6	36	39.3%	兵庫	9	121.5	30	40.8%
秋田	47	16.8	6	46.6%	奈良	12	100.2	21	43.2%
山形	43	29.9	3	48.5%	和歌山	31	49.2	2	49.5%
福島	32	47.1	18	43.5%	鳥取	44	26.3	12	44.9%
茨城	18	72.1	28	41.0%	島根	46	20.5	13	44.5%
栃木	20	68.8	45	36.2%	岡山	17	72.3	19	43.5%
群馬	14	77.6	9	45.8%	広島	21	67.9	25	41.4%
埼玉	6	139.9	46	35.8%	山口	38	37.1	1	51.7%
千葉	5	140.9	40	38.2%	徳島	37	37.6	11	45.0%
東京	2	252.9	31	40.7%	香川	33	44.4	34	39.7%
神奈川	4	164.4	44	37.2%	愛媛	40	34.3	22	42.2%
新潟	42	30.9	14	43.9%	高知	30	50.5	7	46.1%
富山	34	42.2	26	41.2%	福岡	7	130.4	24	41.5%
石川	23	64.5	15	43.9%	佐賀	24	64.0	10	45.2%
福井	41	33.6	8	46.0%	長崎	35	40.0	4	47.9%
山梨	27	55.4	38	38.9%	熊本	16	72.8	5	47.6%
長野	36	38.4	27	41.1%	大分	26	62.8	20	43.3%
岐阜	13	78.7	16	43.7%	宮崎	28	51.0	33	40.4%
静岡	25	63.1	41	38.0%	鹿児島	29	50.9	23	41.6%
愛知	10	115.3	43	37.3%	沖縄	1	295.5	47	34.0%
三重	19	71.1	32	40.5%	全国		119.9		40.3%

出典：累計感染者数はNHKのホームページ、ワクチン接種回数は政府CIOポータル（医療従事者分は含まず）、分母となる人口は令和2(2020)年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口の総人口を用いて作成

# 新型コロナウイルス感染症対策について②

## 都道府県別の9月1日現在の感染者とワクチン接種の状況



# 新型コロナウイルス感染症対策について③

神奈川県内市町村別の9月1日現在の感染者とワクチン接種の状況

- 人口あたり感染者数は東京都に近い横浜市、川崎市で多くなっている。
- ワクチン接種率は感染者の少ないところで高くなっている。
- 指定都市は感染者に比して、ワクチン接種を積極的に進めている。

市町村名	1万人あたり感染者数		2回目接種数		市町村名	1万人あたり感染者数		2回目接種数	
	順位	感染者数	順位	2回目接種率		順位	感染者数	順位	2回目接種率
横浜市	3	165.6	22	40.8%	南足柄市	22	92.7	6	46.3%
川崎市	1	234.4	25	40.1%	綾瀬市	5	160.0	15	43.2%
相模原市	8	147.8	24	40.1%	葉山町	20	97.9	10	44.9%
横須賀市	9	143.5	12	44.5%	寒川町	13	117.3	31	36.0%
平塚市	17	104.3	21	41.1%	大磯町	27	68.0	17	43.0%
鎌倉市	15	109.0	7	46.0%	二宮町	30	63.4	13	43.9%
藤沢市	7	153.9	32	34.6%	中井町	25	83.0	9	45.3%
小田原市	18	104.7	27	38.8%	大井町	21	94.1	16	43.0%
茅ヶ崎市	12	126.9	18	42.8%	松田町	29	64.8	3	57.1%
逗子市	16	108.5	11	44.7%	山北町	32	55.4	2	62.0%
三浦市	24	88.5	23	40.6%	開成町	14	108.3	29	37.2%
秦野市	23	87.3	20	41.5%	箱根町	28	68.0	4	49.2%
厚木市	6	161.6	26	40.1%	真鶴町	31	59.7	5	49.0%
大和市	4	161.5	33	34.2%	湯河原町	26	75.8	14	43.7%
伊勢原市	19	98.7	28	38.1%	愛川町	2	174.2	8	45.8%
海老名市	10	131.4	19	42.4%	清川村	33	30.7	1	79.6%
座間市	11	131.5	30	36.6%	計		162.4		40.6%

出典：神奈川県HPを参考に作成

# 新型コロナウイルス感染症対策について④

## 神奈川県内の9月1日現在の感染者とワクチン接種の状況

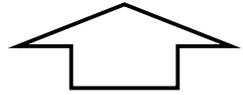


# 新型コロナウイルス感染症対策（ワクチン接種）⑤

- 本来は、人口あたりの感染者数の多いところから接種率を高めることが効果的。しかし、実際は、感染者比率の少ない人口規模の小さい団体から、ワクチン接種率が高くなる傾向 ← ×大都市部で保健所業務を行っていない(市町村の積み上げでしか調整できない)道府県配分 ×道府県の著しい人口不均衡
- デフォルトが道府県配分であるために、その調整・是正に貴重な時間を浪費  
→少なくとも指定都市分については、大きすぎる道府県から独立させて配分すべき。

国

全国的な配分：デフォルトで大都市特例なし



神奈川県

県が市町村配分(調整枠を保持)



横浜市

接種場所・医師・看護師等を確保の上、ワクチン接種計画等を提出

※ 指定都市への大都市特例はなく道府県が配分

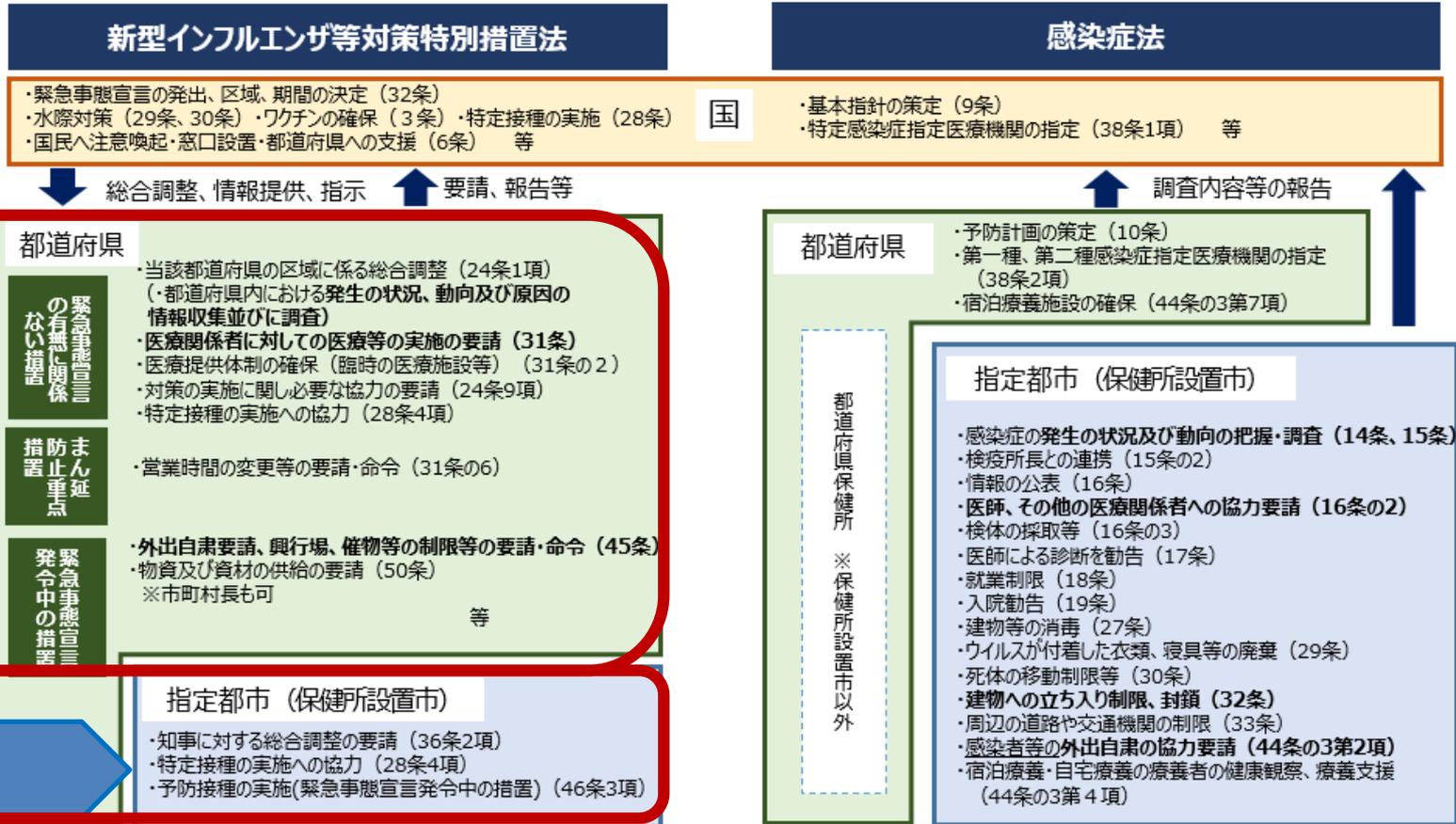
※ 令和4年度の指定都市の国の施策及び予算に関する提案で「ワクチン流通等の調整に関する道府県の権限を希望する指定都市に移譲」を要請

# 新型コロナウイルス感染症対策で顕在化した指定都市制度の課題（国・県・市の役割分担）

- ◎ 指定都市は、感染者数が多いにもかかわらず、権限と財源は限定的。
- ◎ 国においても、大都市圏における都道府県と市町村（指定都市）との関係について、今回の課題等を踏まえ、地方制度調査会で審議予定。

[財源]

[権限]



新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

# 令和2(2020)年の国勢調査速報値における都道府県と指定都市の人口

- 全人口に占める指定都市の割合は22.0%
- 指定都市の所在する道府県人口は900万超の神奈川県から170万超の熊本県まで異なる。
- 指定都市を除く人口も600万超の埼玉県からおおよそ100万の熊本県まで異なる。
- 神奈川県は指定都市を除いた人口でも310万超となっており、静岡県の人口に匹敵する。
- 一部の都道府県の人口は指定都市の人口にも満たない。
- **横浜市の人口は都道府県でいうと、10位の静岡県の人口とほぼ同じ。**

順位	都道府県	人口	域内指定都市人口		政令市外人口	順位	都道府県	人口	域内指定都市人口		政令市外人口
1	東京都	14,064,696				12	広島県	2,801,388	広島市	1,201,281	1,600,107
2	神奈川県	9,240,411	横浜市	3,778,318	3,197,710	13	京都府	2,579,921	京都市	1,464,890	1,115,031
			川崎市	1,539,081		14	宮城県	2,303,487	仙台市	1,097,196	1,206,291
			相模原市	725,302		15	新潟県	2,202,358	新潟市	789,715	1,412,643
3	大阪府	8,842,523	大阪市	2,754,742	5,261,334	20	岡山県	1,889,607	岡山市	725,108	1,164,499
			堺市	826,447		23	熊本県	1,739,211	熊本市	738,744	1,000,467
4	愛知県	7,546,192	名古屋市	2,333,406	5,212,786	24	鹿児島県	1,589,206			
5	埼玉県	7,346,836	さいたま市	1,324,591	6,022,245	43	福井県	767,433			
6	千葉県	6,287,034	千葉市	975,210	5,311,824	44	徳島県	719,704			
7	兵庫県	5,469,184	神戸市	1,527,022	3,942,162	45	高知県	692,065			
8	北海道	5,228,885	札幌市	1,975,065	3,253,820	46	島根県	671,602			
			北九州市	939,622		2,585,908	47	鳥取県	553,847		
9	福岡県	5,138,891	福岡市	1,613,361			総計	126,226,568	総計	27,814,015	22.0%
			静岡市	693,759	2,150,306						
10	静岡県	3,635,220	浜松市	791,155							

出典：令和2年国勢調査速報値より作成

横浜市は静岡県の人口を上回る

## 令和27(2045)年の推計人口における都道府県と指定都市の人口

- 全人口に占める指定都市の割合は23.8%で増加
- 指定都市の所在する道府県人口は神奈川県が900万超から830万、熊本県も170万超から140万と減少する。
- 指定都市の所在する道府県でも、指定都市を除く人口は一部で100万以下となる
- **横浜市の人口は都道府県でいうと、2020年では、静岡県を大きく上回る。**

順位	都道府県	人口	域内指定都市人口	政令市外人口	順位	都道府県	人口	域内指定都市人口	政令市外人口		
1	東京都	13,606,683			11	広島県	2,428,818	広島市	1,122,112	1,306,706	
2	神奈川県	8,312,524	横浜市	3,446,124	2,679,531	13	京都府	2,136,807	京都市	1,297,241	839,566
			川崎市	1,549,981		14	宮城県	1,809,021	仙台市	922,655	886,366
			相模原市	636,888		15	新潟県	1,698,989	新潟市	688,878	1,010,111
3	大阪府	7,335,352	大阪市	2,410,820	4,217,218	16	岡山県	1,620,031	岡山市	684,564	935,467
			堺市	707,314		19	岐阜県	1,556,529			
4	愛知県	6,899,465	名古屋市	2,173,770	4,725,695	21	熊本県	1,442,442	熊本市	690,169	752,273
5	埼玉県	6,524,800	さいたま市	1,285,867	5,238,933	43	山梨県	598,935			
6	千葉県	5,463,363	千葉市	905,240	4,558,123	44	徳島県	535,370			
7	福岡県	4,554,486	北九州市	771,168	2,128,746	45	島根県	528,988			
			福岡市	1,654,572		46	高知県	498,460			
8	兵庫県	4,532,499	神戸市	1,295,786	3,236,713	47	鳥取県	448,529			
9	北海道	4,004,973	札幌市	1,805,120	2,199,853		総計	106,421,185	総計	25,320,449	23.8%
10	静岡県	2,942,865	静岡市	567,831	1,670,685						
			浜松市	704,349							

2045年においても静岡県を大きく上回り、都道府県人口10位の人口を有する。

出典：国立社会保障・人口問題研究所

2

## 超高齢社会における少子化対策等

# 指定都市と他の市町村との補助較差是正について

<b>(1) 重度障害者医療費助成事業</b>		
①政令市・中核市	1/3	(平成16年度から)
②その他市町村	1/2	(平成16年度から)
※昭和60年度から県補助率が縮減され、平成10年度以降は政令市とその他市町村の補助較差が設定されています。		
<b>(2) 小児医療費助成事業</b>		
①政令市	1/4	
②その他市町村	1/3	
※平成14年度まで県内全市町村への補助率は1/2でしたが、平成15年度から補助較差が設定されています。		
<b>(3) ひとり親家庭等医療費助成事業</b>		
①政令市・中核市	1/3	(平成18年度から)
②その他市町村	1/2	
※平成15年度まで県内全市町村への補助率は1/2でしたが、平成16年度から補助較差が設定されています。		
<b>(4) 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業</b>		
①政令市	対象外	
②中核市	1/3	
③その他市町村	1/2	
※平成7年度から当事業を実施していますが、平成9年度の県補助制度開始以来、補助対象外とされています。 市は県内他都市と比して支給者数が格段に多いにもかかわらず、全額が市費負担となっています。 (令和2年8月31日現在) 在日外国人高齢者福祉給付金 支給対象者 23名、在日外国人障害者福祉給付金 支給対象者 11名		

出典：令和3年度神奈川予算に対する要望(令和2年12月、横浜市)抜粋

# 県・市町村の財政力

○ 横浜市の財政力指数は、県内では高いとは言えない。

## 神奈川県内市町村別財政力指数

	市町村名	財政力指数		市町村名	財政力指数		市町村名	財政力指数
1	箱根町	1.44	12	平塚市	0.97	23	秦野市	0.89
2	厚木市	1.21	13	小田原市	0.97	24	逗子市	0.87
3	鎌倉市	1.08	14	大和市	0.97	25	大磯町	0.87
4	寒川町	1.07	15	清川村	0.97	26	大井町	0.83
5	藤沢市	1.06	16	茅ヶ崎市	0.96	27	横須賀市	0.82
6	海老名市	1.05	17	綾瀬市	0.93	28	二宮町	0.78
7	川崎市	1.02	18	開成町	0.93	29	湯河原町	0.72
8	愛川町	1.02	19	座間市	0.90	30	松田町	0.65
9	中井町	1.01	20	南足柄市	0.90	31	三浦市	0.61
10	伊勢原市	0.98	21	葉山町	0.90	32	山北町	0.59
11	横浜市	0.97	22	相模原市	0.89	33	真鶴町	0.47

出典：総務省「令和元年度地方公共団体の主要財政指標一覧」を基に作成

○ 神奈川県域においては、県税額の市町村別構成比と人口構成比の割合や県内市町村の財政力指数といったデータからは、「大都市だけが財政的に突出し、大都市が府県から独立することにより残存地域の利益が損なわれる」状態であるとは言えない。

## 主要財政指標の比較(指定都市・都道府県)

指定都市	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率(※)	ラスパイルス指数	都道府県	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイルス指数
札幌市	0.73	95.3	2.1	49.7	99.6	北海道	0.45	99.1	20.7	326.9	99
仙台市	0.91	98.7	6.1	78.8	102.4	宮城県	0.63	97.9	12.9	161.9	99.9
さいたま市	0.98	98.9	5.3	32	102	埼玉県	0.77	97.7	11.1	185.5	100
千葉市	0.93	98.5	12.9	138.3	101.3	千葉県	0.78	97	8.9	140.1	99.9
横浜市	0.97	101.2	10.2	140.4	100.2	神奈川県	0.9	99.6	10.1	114.6	101.7
川崎市	1.02	100.3	7.5	123.7	101.1						
相模原市	0.89	99.8	2.7	31.3	99.3						
新潟市	0.7	94.9	10.5	139.6	98.8	新潟県	0.47	95.9	16.6	326.7	100.1
静岡市	0.89	94.7	6.4	48.9	102.6	静岡県	0.73	97.1	13.8	242.5	102.3
浜松市	0.87	92.7	5.5	-	100						
名古屋市	0.99	99.6	8.2	104.8	99.4	愛知県	0.92	99.8	13.7	187.3	100.7
京都市	0.8	98.9	10.4	191.1	101.8	京都府	0.59	95.4	14.8	292.9	99.3
大阪市	0.92	93.4	3.2	21.2	96.5	大阪府	0.79	98.5	15.3	164.3	100.5
堺市	0.81	100.7	5.3	9.4	100.3						
神戸市	0.79	99.3	4.6	66.1	100.3	兵庫県	0.64	95.7	14	338.8	100.1
岡山市	0.79	90.2	5.6	-	100.5	岡山県	0.53	98.4	11.5	198.5	100.3
広島市	0.83	98.4	12.4	183.7	99.9	広島県	0.62	96.3	13.8	223.7	100.1
北九州市	0.71	99.6	9.9	170.8	101.7	福岡県	0.65	98.3	11.7	263.3	100.6
福岡市	0.89	92.9	10.2	112.3	101.8						
熊本市	0.7	91.6	6.6	126.7	100.1	熊本県	0.42	94.2	8.5	205.6	99.9
指定都市平均	0.86	97.3	7.31	91.6	99.9	都道府県平均	0.52	93.2	10.5	172.9	99.8
全国市町村平均	0.51	93.6	5.83	27.4	-						

※充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については「-」を表示している。  
出典:総務省「令和元年度地方公共団体の主要財政指標一覧」

## 主要財政指標の比較(指定都市、指定都市を除く県内市町村)

指定都市	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率 (※)	ラスパイレ ス指数	都道府県内市町村	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレ ス指数
札幌市	0.73	95.3	2.1	49.7	99.6	北海道内市町村平均 (札幌市除く)	0.28	88.2	9.3	58.4	-
仙台市	0.91	98.7	6.1	78.8	102.4	宮城県内市町村平均 (仙台市除く)	0.54	93.9	6.3	58.4	-
さいたま市	0.98	98.9	5.3	32	102	埼玉県内市町村平均 (さいたま市除く)	0.78	92	5.4	34	-
千葉市	0.93	98.5	12.9	138.3	101.3	千葉県内市町村平均 (千葉市除く)	0.72	93	5.7	43.9	-
横浜市	0.97	101.2	10.2	140.4	100.2	神奈川県内市町村平均 (横浜市・川崎市・相模原市除く)	0.91	94.3	3.8	54.1	-
川崎市	1.02	100.3	7.5	123.7	101.1						
相模原市	0.89	99.8	2.7	31.3	99.3						
新潟市	0.7	94.9	10.5	139.6	98.8	新潟県内市町村平均 (新潟市除く)	0.49	89.2	9.9	89.9	-
静岡市	0.89	94.7	6.4	48.9	102.6	静岡県内市町村平均(静岡市・浜松市除く)	0.79	88.2	6.2	35.5	-
浜松市	0.87	92.7	5.5	-	100						
名古屋市	0.99	99.6	8.2	104.8	99.4	愛知県内市町村平均 (名古屋市除く)	0.96	86.8	2.6	30.1	-
京都市	0.8	98.9	10.4	191.1	101.8	京都府内市町村平均 (京都市除く)	0.54	95	8.3	87.6	-
大阪市	0.92	93.4	3.2	21.2	96.5	大阪府内市町村平均 (大阪市・堺市除く)	0.72	97.1	5.4	60.8	-
堺市	0.81	100.7	5.3	9.4	100.3						
神戸市	0.79	99.3	4.6	66.1	100.3	兵庫県内市町村平均 (神戸市除く)	0.61	91.9	8.7	80	-
岡山市	0.79	90.2	5.6	-	100.5	岡山県内市町村平均 (岡山市除く)	0.42	90.3	9.5	49.2	-
広島市	0.83	98.4	12.4	183.7	99.9	広島県内市町村平均 (広島市除く)	0.53	94.3	8.3	64.8	-
北九州市	0.71	99.6	9.9	170.8	101.7	福岡県内市町村平均 (福岡市・北九州市除く)	0.53	93.2	6.4	44.7	-
福岡市	0.89	92.9	10.2	112.3	101.8						
熊本市	0.7	91.6	6.6	126.7	100.1	熊本県内市町村平均 (熊本市除く)	0.36	93	7.7	41	-
指定都市平均	0.86	97.3	7.31	91.6	99.9	全国市町村平均(指定都市除く・東京23区あり)	0.51	90.8	7.3	57.2	-
全国市町村平均	0.51	93.6	5.83	27.4	-	全国市町村平均(指定都市及び東京23区除く)	0.51	91	7.5	57.2	-

※充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については「一」を表示している。

注 指定都市を除く都道府県内市町村及び指定都市を除く全国市町村平均の各指数は、「21世紀地方自治制度についての調査研究会」事務局において、各市町村の単純平均をすることにより算出している。

出典：総務省「令和元年度地方公共団体の主要財政指標一覧」

# 子ども・子育て支援における県・市の役割①

- 子ども・子育て関連三法の施行等により、保育に係る給付に関して指定都市の事務が増加。
- 認定こども園については、第7次一括法による権限移譲により、認定権限は一本化 → しかし、幼稚園の認可権限は都道府県のまま。事務権限の一元化がなされず。

## 認定こども園の認可・認定権限の推移

平成26年度までの権限

類型	認可	認定
幼保連携型	県市	県
幼稚園型	県	
保育所型	市	
地方裁量型	—	

※幼保連携型（平成26年度までは幼保連携施設）の保育所部分は市の認可、幼稚園部分は県の認可

平成27年4月の権限

類型	認可	認定
幼保連携型	市	
幼稚園型	県	県
保育所型	市	
地方裁量型	—	

※横浜市の場合、事務処理特例により幼保連携型以外の認定事務も実施

平成30年4月の権限

類型	認可	認定
幼保連携型	市	
幼稚園型	県	市
保育所型	市	
地方裁量型	—	

※第7次一括法による権限移譲

## 子ども・子育て支援における県・市の役割②

- 保育園は設置認可も含め、市の権限。しかし、幼稚園は新制度の対象も含め、認可権限を県が保有。 ←市の権限は限定的
- 幼稚園に関しては、新型コロナウイルス感染症対策や苦情対応も県を通して実施

施設型給付を受ける幼稚園型認定こども園・幼稚園

県の役割

- ・ 認可・指導監督
- ・ 私学助成

市の役割

- ・ 「給付の支給対象施設」として市町村が確認、指導監督

幼稚園

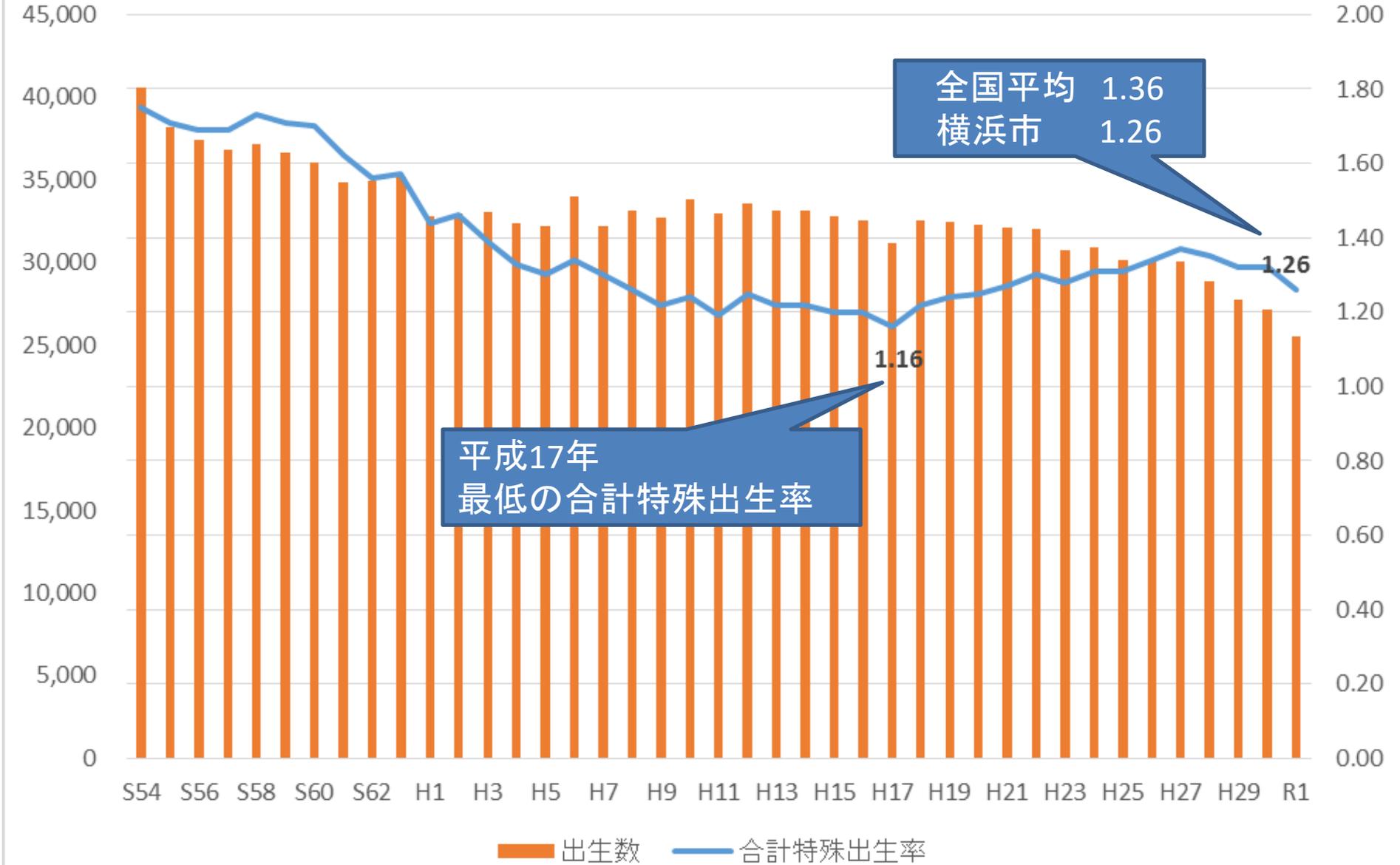
県の役割

- ・ 認可・指導監督
- ・ 私学助成

一元化

- 総合的な子育て支援策の推進
- 各地域の実情に応じた効果的・効率的な施設整備

## 出生数と合計特殊出生率の推移(横浜市)



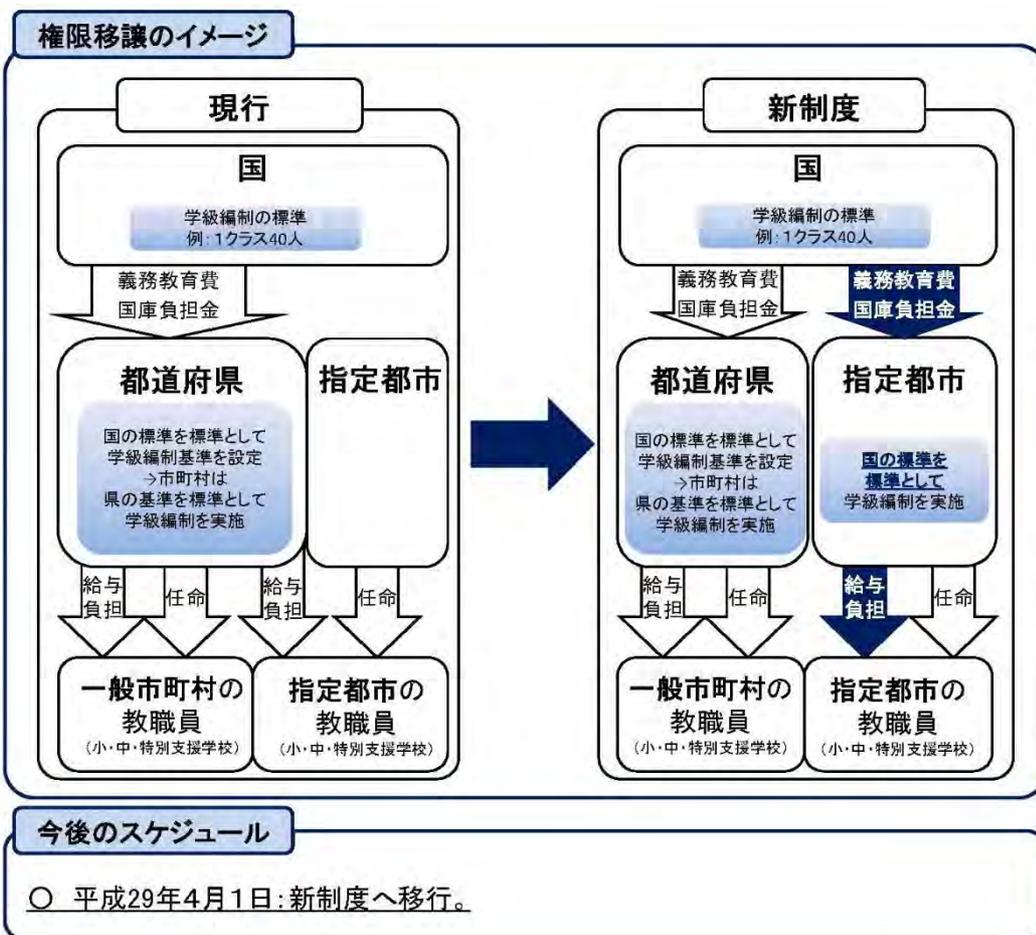
# 県費負担教職員にかかわる事務の移譲の概要①

- 第30次地方制度調査会答申等以降、道府県と指定都市で税源移譲も含め、詳細について協議を行い、平成29年度の移譲で合意した。
- 指定都市が、国とともに、全国知事会や道府県を含めて協議を重ねて合意。

## 県費負担教職員の給与負担等の移譲について

- 背景**
- 現行制度では、市町村立の小・中・特別支援学校等の教職員の給与費は都道府県が負担し、その人事権は都道府県教育委員会が有しているが、特例として指定都市立の学校の教職員の人事権は指定都市教育委員会が有している。
  - このため、指定都市に関しては人事権者と給与負担者が異なる状態にあり、この状態を解消するよう要望がなされてきたところ。

- 移譲の決定(閣議決定等)**
- 給与負担の移譲に当たっては道府県から指定都市への財源移譲が必要となることから、関係道府県と指定都市間で財源移譲のあり方について協議を実施、平成25年11月に税源移譲の方策について両者が合意
  - 「今後の地方教育行政の在り方について」(平成25年12月13日中央教育審議会答申)、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を受け、関係法案を提出し、平成26年通常国会で成立(平成26年法律第51号)。



出典：文部科学省資料「県費負担局職員の給与負担等の移譲について」

## 県費負担教職員にかかわる事務の移譲の概要②

- 県費負担教職員に係る事務移譲によって、職員数は大きく変化
- 指定都市市域での道府県職員数は大幅に減少

### 指定都市・道府県における教育の部門別職員数の変化

	指定都市			(参考)H29 職員合計		指定都市所在道府県			(参考)H29 職員合計
	H28	H29	増加数			H28	H29	増加数	
札幌市	1,764	9,789	8,025	22,490	北海道	46,378	38,387	-7,991	63,986
仙台市	1,090	5,868	4,778	14,201	宮城県	18,011	13,191	-4,820	22,717
さいたま市	1,281	5,850	4,569	13,766	埼玉県	41,022	36,644	-4,378	59,180
千葉市	942	5,080	4,138	11,685	千葉県	39,289	35,027	-4,262	58,222
横浜市	2,506	17,678	15,172	43,520	神奈川県	48,918	25,298	-	50,698
川崎市	1,332	7,048	5,716	18,834					
相模原市	528	3,452	2,924	7,614			23,620		
新潟市	898	4,776	3,878	11,321	新潟県	19,286	15,132	-4,154	29,539
静岡市	588	3,360	2,772	8,775	静岡県	24,951	18,596	-6,355	32,510
浜松市	888	4,431	3,543	8,897					
名古屋市	2,815	12,481	9,666	34,887	愛知県	46,597	37,121	-9,476	62,500
京都市	1,599	7,542	5,943	19,693	京都府	16,962	10,903	-6,059	22,546
大阪市	3,906	14,989	11,083	41,665	大阪府	52,200	38,028	-	69,340
堺市	627	4,417	3,790	9,323					
神戸市	2,026	8,711	6,685	21,192	兵庫県	36,246	29,454	-6,792	54,263
岡山市	768	3,859	3,091	8,433	岡山県	15,175	12,043	-3,132	19,950
広島市	1,270	6,293	5,023	14,571	広島県	19,161	14,109	-5,052	25,594
北九州市	699	5,168	4,469	12,743	福岡県	31,196	20,336	-	39,838
福岡市	1,174	7,737	6,563	16,139					
熊本市	632	4,073	3,441	9,721	熊本県	14,159	10,708	-3,451	18,598
総計	27,333	142,602	115,269	349,470	総計	469,551	354,977	-114,574	629,481

出典：地方公共団体定員管理調査(H28, H29、総務省)

## 県費負担教職員にかかわる事務の移譲の概要③

- 事務の移譲により、市基準での職員配置が可能に
- 課題に対応するための体制強化など、横浜市の特性や教育施策に応じた教職員配置を拡充

### **1 教育体制の更なる充実(県費負担教職員の本市移管)**

29年4月に県費負担教職員の本市移管が実現し、長年の懸案だった任命権者と給与負担者が異なる「ねじれ」が解消します。これを機に、本市の特性や教育施策に応じた柔軟できめ細かな教職員配置の実現など、移管される権限を最大限に活かして、横浜の子どもたちのために更なる教育の質の向上に取り組みます。

#### **(1) 教職員人件費 1,475億2,705万円【新規】**

標準法に基づく教職員数を基本に、教育の質の向上、児童生徒や学校・地域の実情への対応を重視し、本市の特性や教育施策に応じた教職員配置を拡充

(小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の教職員の人件費)

- ① いじめや不登校など複雑・多様化する課題に対応するための体制強化 25人増
- ② 小中一貫教育の更なる推進やきめ細かな指導体制の整備 8人増
- ③ 日本語指導の必要な児童生徒への支援 28人増
- ④ 児童生徒の発達に適した学習環境の充実 28人増

#### **(2) 教職員給与の管理等 20億534万円【一部新規】**

教職員へ円滑な給与支給を行うための人事給与・庶務事務システムの運用・保守及び諸手当認定業務のアウトソーシングのほか、小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の教職員の出張旅費

出典：横浜市「平成29年度予算概要(教育委員会)」より作成

## 県費負担教職員にかかわる事務の移譲の概要④

- 県費負担教職員に係る事務の移譲により、**個人住民税所得割(2%)**などの財政移譲も実施。

### 県費負担教職員の本市移管について

#### ● 権限・税源移譲の経緯

- 25年3月 「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定で移譲方針が決定
- 25年11月 権限移譲に関する財政措置のあり方について、関係道府県と指定都市が合意  
【合意事項】財政中立を基本とした適切な財政措置を前提とし、個人住民税所得割2%を移譲
- 26年6月 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)公布  
【内容】30年4月1日までの間に権限移譲されることが決定(その後、移譲時期は、政令により29年4月1日に決定)
- 28年12月 税制改正大綱により、個人住民税所得割2%の税源移譲が決定
- 29年4月 道府県から指定都市へ県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が実現

#### ● 財政フレーム

25年11月に合意した財政中立を基本とした適切な税財政措置が実現しました。移管に係る給与費等の事業費を1,510億円と見込み、その財源として、国費355億円、県税交付金965億円、地方交付税等190億円(地方交付税50億円、臨時財政対策債140億円)の歳入を見込んでいます。

##### ・歳出

給料・諸手当・共済費、非常勤報酬等	1,510億円
-------------------	---------

##### ・歳入

歳入計 1,510億円		
国費 355億円	県税交付金 965億円	交付税等 190億円

※29年度は経過措置として、県税交付金として交付

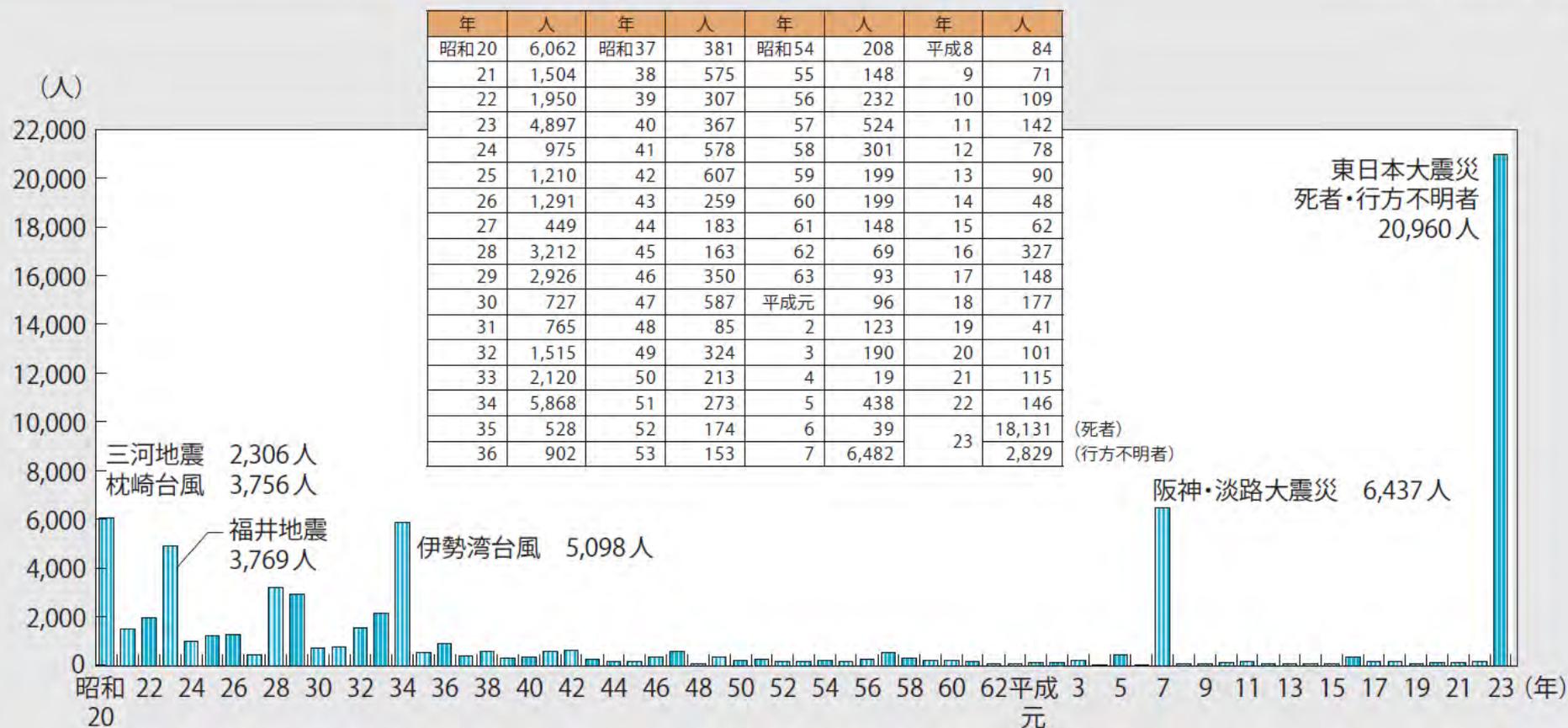
出典：横浜市「平成29年度予算概要(教育委員会)」より作成

3

## 地球温暖化時代の危機管理・防災対策

図3.4-1 国内の自然災害による死者・行方不明者数<sup>2)</sup>

平成24年9月11日時点



資料:昭和20年は、主な災害による死者・行方不明者(理科年表による)。昭和21年から27年は日本気象災害年報、昭和28年から37年は、警察庁資料、昭和38年以降は消防庁資料による。

(注) 平成7年の死者のうち、阪神・淡路大震災の死者については、いわゆる関連死919名を含む(兵庫県資料)。

平成22年の死者・行方不明者は速報値。

平成23年の死者・行方不明者については、東北地方太平洋沖地震のみ(緊急災害対策本部資料)。

さまざまな自然災害対策が効果をあげて、1960年代から死者・行方不明者激減

## 近年の大規模災害等

○ 平成23（2011）年の東日本大震災以来、平成28（2016）年の熊本地震など地震被害が続いている。

年月日	災害名	死者・ 行方 不明者
平成23. 3. 11 (2011)	東日本大震災 (M9.0)	22,503
平成23. 8. 29~9. 7 (2011)	平成23年台風第12号 (近畿、四国)	98
平成23. 11~24. 3 (2011~2012)	平成23年11月からの雪害等	133
平成24. 12~25. 3 (2012~2013)	平成24年12月からの雪害等 (北日本から西日本にかけて日本海側)	104
平成25. 11~26. 3 (2013~2014)	平成25年11月からの雪害等 (北日本から西日本にかけて日本海側)	95
平成26. 7. 30~8. 26 (2014)	平成26年8月豪雨 (全国 (特に広島、京都、兵庫、徳島))	77
平成26. 9. 27 (2014)	平成26年御嶽山噴火 (長野県、岐阜県)	63
平成28. 4. 14及び 4. 16 (2016)	平成28年熊本地震九州地方 (特に熊本)	273
平成30. 6. 28~7. 8 (2018)	平成30年7月豪雨全国 (特に広島、岡山、愛媛)	271
平成30. 9. 6 (2018)	平成30年北海道胆振東部地震 (M6.7) 北海道	43
令和元年10. 10~ 10. 13 (2019)	令和元年東日本台風関東、東北地方	108
令和2. 7. 3~7. 31 (2020)	令和2年(2020年)7月豪雨	86



# 治水対策

○県管理の河川については、神奈川県に対策を要望するのみ。  
→調整に時間を要する

## 河川管理権限について

	管理者	次の主体も管理可能
一級河川	国	都道府県知事(指定都市の長も可能)
二級河川	都道府県知事	指定都市の長も可能

対象河川	要望内容
今井川、舞岡川	河川法 16 条の 3 により、ポンプ排水型遊水地を本市で整備していますが、特に、平成 15 年度に完成した今井川地下調節池は、整備から長期間が経過しています。これらの施設は、計画的に機器の保全更新等を行う必要があるため、長寿命化事業により国費を導入しながら、進めていく必要があると考えています。ついては、神奈川県による早期の長寿命化計画の策定及び、事業実施を要望します。
帷子川	交通の結節点である下流部では、平成 16 年の台風 22 号・23 号において横浜駅周辺で甚大な浸水被害が発生し、平成 26 年の台風 18 号でも河川の避難判断水位を超え、溢水寸前でした。災害を再度発生させないため、河口部の狭さく部をはじめとした未整備区間の河川改修の促進を要望します。

## 災害救助法に基づく救助実施市の移譲①

- 仮設住宅等の建設が遅れた大震災を契機に、指定都市が権限移譲を要請
- 全国知事会や道府県は、道府県の総合調整機能や資源配分機能が損なわれることへの懸念を表明
- 全国知事会や道府県、内閣府との調整を経て法改正に至る。

平成28年4月14日

熊本地震発生

12月

国における検討（災害救助に関する実務検討会）  
横浜市、神奈川県をはじめ指定都市、道府県の実務経験者（局部長級）が参画

平成30年2～3月

災害救助事務の連携強化に関する協議の場（全4回）  
仙台市、宮城県など指定都市、道府県及び住宅関係業界が参加

6月8日

改正災害救助法成立（6月15日公布）

## 災害救助法に基づく救助実施市の移譲②

### 災害救助法

一定規模の災害に際しては、避難所の設置や応急仮設住宅の供与等の救助を都道府県知事が行うとともに、救助に要した費用の一部を、国が負担することを規定。

### 法案の概要

災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度を創設。

#### **1. 救助実施市の指定**

内閣総理大臣は、申請に基づき、防災体制や財政状況等を勘案し、救助実施市※を指定するものとする。また、指定に際しては、内閣総理大臣はあらかじめ都道府県知事の意見を聴くものとする。

※ 指定都市を指定、具体的な基準は内閣府令で規定。

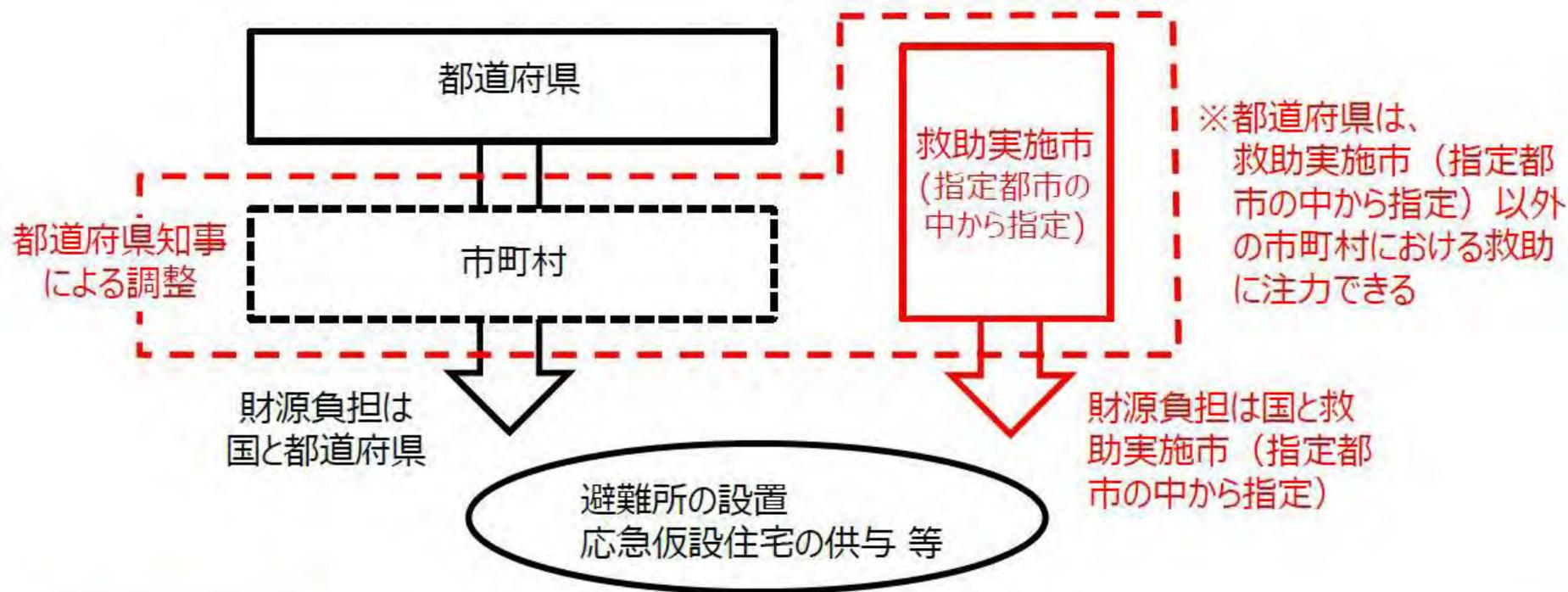
#### **2. 都道府県による調整**

都道府県知事は、救助に必要な物資（食料や住宅資材等）の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

#### **3. 災害救助基金**

救助実施市は、救助費用の財源に充てるため、都道府県と同様に災害救助基金を積立てておかなければならないこととする。

### 災害救助法に基づく救助実施市の移譲③



#### 改正効果

最大2,700万人(全国20指定都市の総人口)の被災者の救助を迅速かつ円滑に行えるようになるとともに、その他の市町村の被災者の救助も迅速化されるという効果が期待できる。

#### 施行期日

平成31年4月1日

出典：内閣府HP資料

## 災害救助法に基づく救助実施市への権限移譲④

道府県の総合調整機能や資源配分機能が損なわれることへの懸念への対応  
→ 覚書を締結するなどにより、全国知事会や道府県の懸念を払しょく

- 改正災害救助法に基づく救助に関する覚書を神奈川県と締結  
資源配分計画に基づき、公平かつ迅速な救助、及び救助実施市以外の市町村への支援の円滑な実施に向け、平時及び災害時における体制整備
- 災害救助に係る神奈川県資源配分計画の策定  
想定される地震ごとに資源配分の目安を設定

### 救助実施市の状況

◎ 都市名	指定の有無	被災した主な大規模災害
札幌	△	北海道胆振(いぶり) 東部地震
仙台	◎ (2019年4月)	東日本大震災、関東・東北豪雨
さいたま	◎ (2020年4月)	台風19号
千葉	△	台風15、19号
横浜	◎ (2019年4月)	
川崎	◎ (2019年4月)	台風19号
相模原	◎ (2019年4月)	台風19号
新潟	△	
静岡	△	
浜松	△	
名古屋	◎ (2019年12月)	
京都	◎ (2020年4月)	
大阪	-	大阪北部地震
堺	-	
神戸	◎ (2019年4月)	阪神大震災
岡山	◎ (2019年4月)	西日本豪雨
広島	○	西日本豪雨、広島土砂災害
北九州	◎ (2019年4月)	
福岡	◎ (2019年4月)	福岡沖玄界地震
熊本	◎ (2019年4月)	熊本地震

※カッコ内は指定時期。台風15、19号は2019年

## 自衛隊の災害派遣要請の課題

○災害派遣要請は、県を経由することで、「間違い」や「遅れ」が発生する可能性  
→（指定都）市が権限を保有することで、国と連携して迅速な災害救助が可能。

### 令和元年東日本台風における山北町の事例

日時	内容
2019年10月 13日未明	町は断水の恐れありと判断
同午前0時50分	町は陸自駒門駐屯地（静岡県御殿場市）に断水の可能性を伝達 →陸自から事前に「何かあったら相談に乗る」との連絡
同午前5時	陸自から町に6時に出動できる態勢が整っているとの連絡
同午前5時30分	町は県に派遣要請を電話連絡
同午前6時30分	町は正式申請
	県は、災害派遣要請三原則に照らし、要請は不要と判断
同午前8時	県の給水車を現地に派遣
同午前8時頃	陸自の給水車3台町役場に到着 →派遣要請がないため撤収
同午後0時45分	県の給水車が到着

出典：毎日新聞電子版より作成

<https://mainichi.jp/articles/20191016/k00/00m/040/228000c>

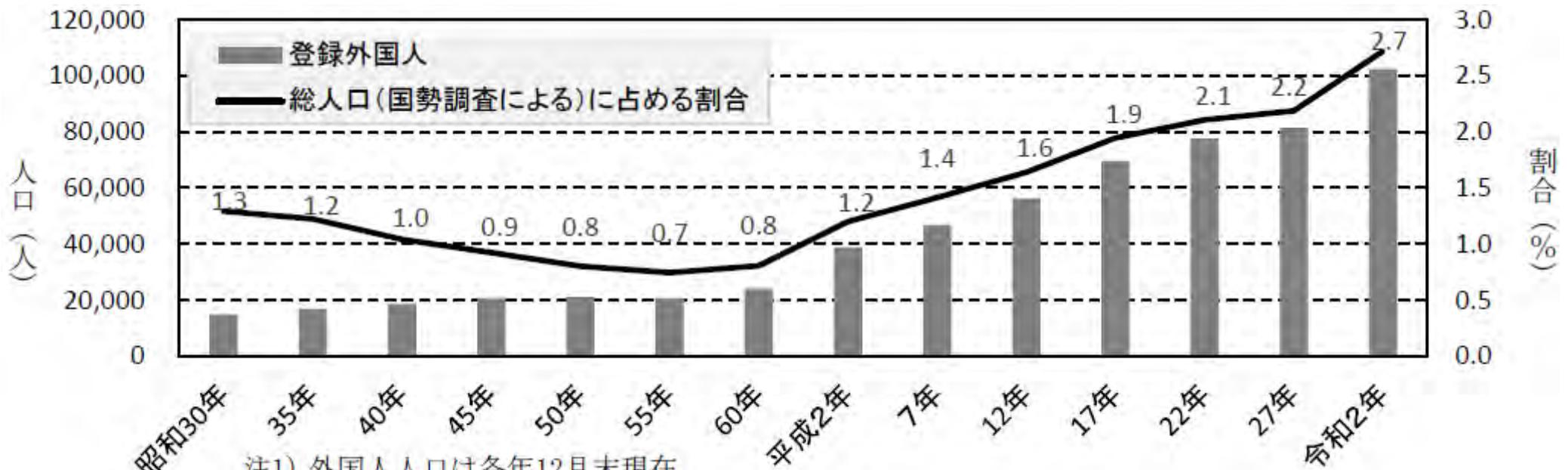
4

進む国際化に対応したまちづくり

## 横浜市の人口動態①

### 外国人人口の推移(昭和30年～令和2年)

近年、増加幅は大きくなっており、平成27年からの5年間で2万人以上増加している。総人口に占める割合は、昭和55年に0.7%であったのが令和2年は2.7%と、約4倍になっている。



注1) 外国人人口は各年12月末現在

注2) 令和2年の総人口は、住民基本台帳人口を使用

出典：横浜市の人口～令和2年中の人口動態～

## 横浜市の人口動態②

### 国籍・地域別外国人人口の推移(昭和30年～令和2年)

国籍・地域別にみると、中国が最も多く、韓国・朝鮮、ベトナムと続き、これら3か国で全体の6割以上を占めている。また対前年増加数でみると、ベトナム、ネパールが増加している。

国籍・地域	総数	中国	韓国・朝鮮	ベトナム	フィリピン	ネパール	インド	台湾	ブラジル	米国	タイ
昭和30年	14,777	4,489	8,382	1	73	…	49	…	1	704	2
昭和40年	18,581	5,245	10,309	…	72	…	55	…	…	1,637	…
昭和50年	20,979	4,920	12,222	…	134	…	64	…	74	1,517	36
昭和60年	24,079	5,371	13,456	112	482	…	142	…	89	1,534	91
平成2年	38,603	9,649	15,704	366	2,067	…	162	…	2,671	2,177	291
平成7年	46,723	12,700	15,289	627	3,365	…	292	…	3,849	2,344	595
平成12年	56,167	17,219	15,558	1,026	4,955	…	443	…	3,758	2,489	992
平成17年	69,563	24,101	15,851	1,350	6,882	164	973	…	3,942	2,776	1,357
平成22年	77,643	33,537	15,394	1,873	6,560	490	1,399	…	3,156	2,440	1,466
平成27年	81,424	33,621	13,671	3,714	6,884	2,082	1,960	2,404	2,291	2,236	1,504
令和元年	104,047	41,707	13,519	8,595	8,410	4,151	3,193	2,872	2,715	2,697	1,719
令和2年	102,255	40,483	13,191	9,262	8,265	4,183	2,948	2,738	2,665	2,523	1,645
構成比(%)	100.0	39.6	12.9	9.1	8.1	4.1	2.9	2.7	2.6	2.5	1.6
対前年増加数	△ 1,792	△ 1,224	△ 328	667	△ 145	32	△ 245	△ 134	△ 50	△ 174	△ 74
対前年増加率(%)	△ 1.7	△ 2.9	△ 2.4	7.8	△ 1.7	0.8	△ 7.7	△ 4.7	△ 1.8	△ 6.5	△ 4.3

注1) 昭和30年～50年、平成17年～令和2年は年末、昭和60年～平成12年は年度末現在

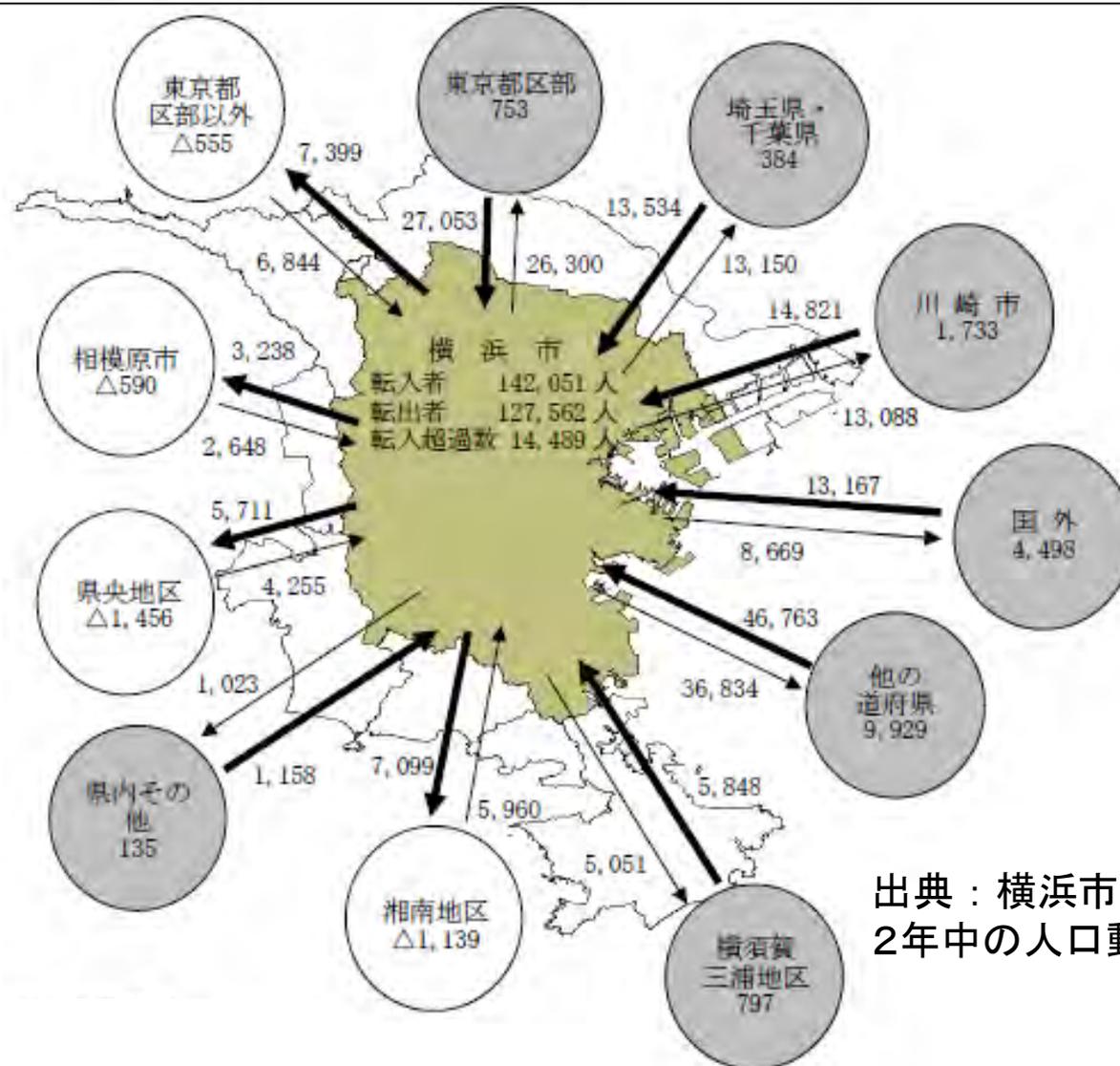
注1) 令和2年集計で登録人口が多い順に10の国・地域を記載

出典：横浜市の人口～令和2年中の人口動態～

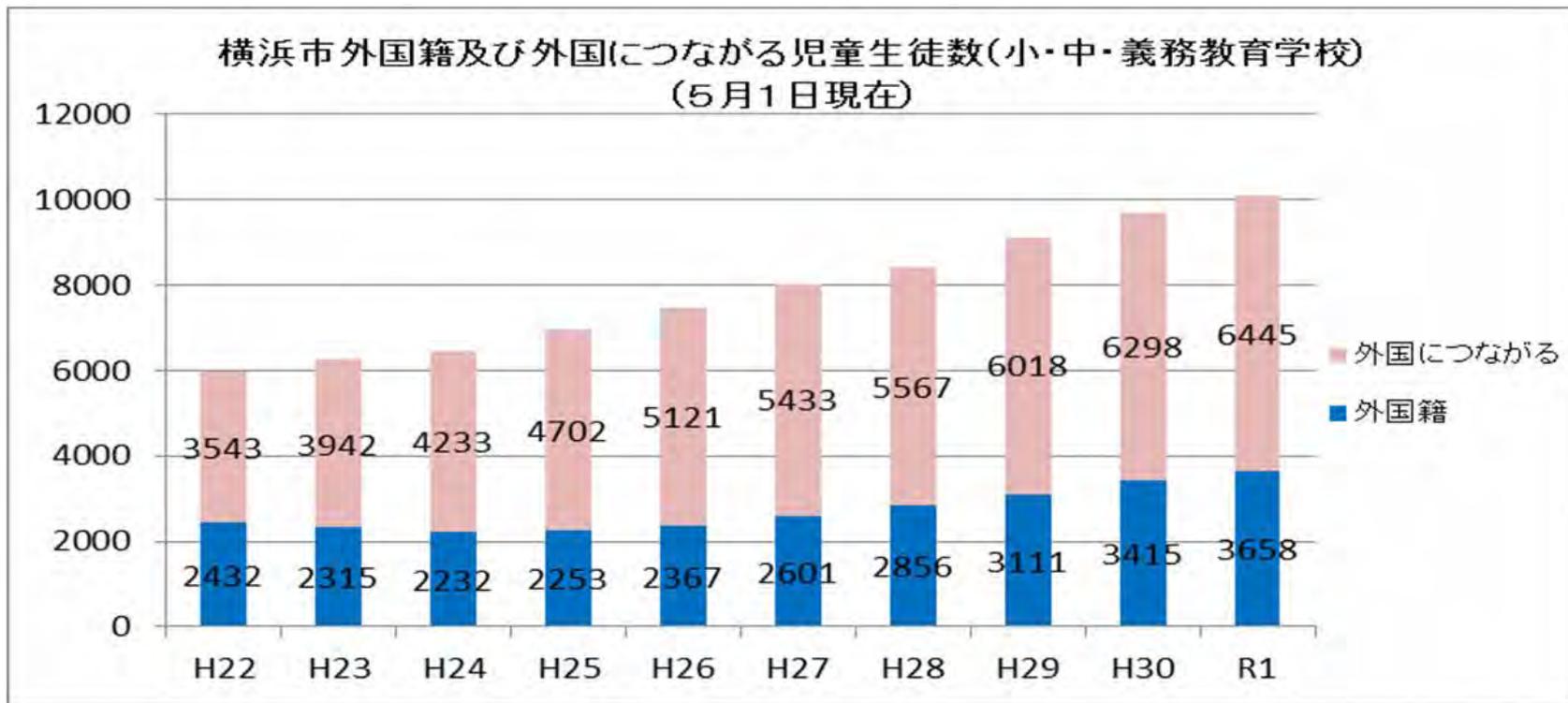
### 横浜市の人口動態③

- 令和2年中の転入超過数は14,489人の増加で前年(16,277人)に比べ1,788人少なくなっている。
- 東京圏内では、川崎市、横須賀三浦地区、東京都区部、埼玉県・千葉県に対して転入超過。東京都区部と川崎市に対しては前年の転出超過から転入超過に転じている。
- 県央地区、湘南地区、東京都区部以外などに対しては、前年に引き続き転出超過。
- 東京圏以外の道府県との移動は転入超過だが、前年と比べると3,198人減少。
- 国外との移動も4,498人の転入超過だが、前年比では4,037人減少。

地域別にみた転入・転出者数  
(令和2年中)



出典：横浜市の人口～令和2年中の人口動態～



# 急速に研究開発拠点等の集積が進む「みなとみらい21地区」と ベンチャー企業の進出が進む「関内地区」

出典：国の制度及び予算に関する提案要望書（令和元年11月）

## みなとみらい21地区

研究開発拠点が続々と立地  
エンジニア、新規事業担当者な  
どイノベーション人材が集結



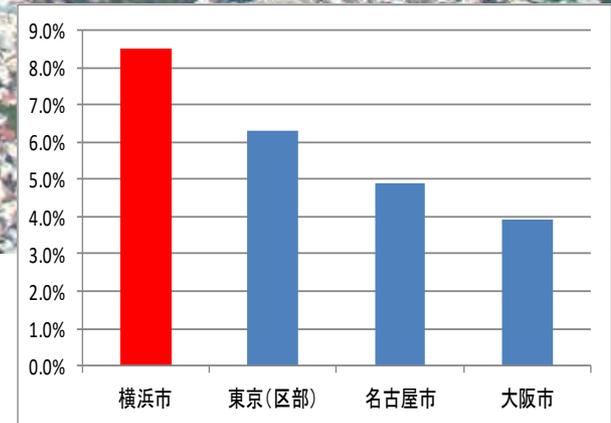
## 関内地区

海や歴史が感じられる独自の  
魅力をもつビジネスエリア  
（ベンチャー進出の土壌）



	横浜市	東京区部	名古屋市	大阪市
就業者総数	1,672,220	3,977,290	1,085,130	1,114,640
研究者・技術者	141,350	251,080	53,040	43,480

（平成27年国勢調査）



# 都市計画制度における地方分権改革①

## 都市計画制度における地方分権改革

- 都市計画の決定に関する事務を「機関委任事務」から「自治事務」へ（第一次分権改革）
- 都道府県・市町村の都市計画の決定に対する国・都道府県の「認可」が「協議」・「同意」へ（第一次分権改革）
- 指定都市に都道府県並みの権限を移譲（第一次及び第二次分権改革）
- 広域にわたるものを除き、市町村に都道府県の権限の多くを移譲（第一次及び第二次分権改革）

	第一次分権改革前	第一次分権改革 (平成12年)	第二次分権改革 (現在)
国	・都道府県の都市計画の認可	・都道府県の都市計画の協議・同意	・都道府県の都市計画の協議・同意
都道府県	・市町村の都市計画の認可	・市町村の都市計画の協議・同意	・市町村の都市計画の協議・同意
	・都市計画区域指定	・都市計画区域指定	・都市計画区域指定
	・区域区分	・区域区分	・区域区分
都道府県	・用途地域 三大都市圏・県庁所在市・25万人以上の市等の用途地域	・用途地域 三大都市圏の用途地域	} 指定都市に移譲
	・都市施設 (例)4ha以上の公園	・都市施設 (例)10ha以上の公園	
	・市街地開発事業 (例)20ha超の土地区画整理事業	・市街地開発事業 (例)50ha超の土地区画整理事業	
	指定都市に移譲	指定都市に移譲	
市町村	・用途地域 三大都市圏・県庁所在市・25万人以上の市等以外の用途地域	・用途地域 三大都市圏以外の用途地域	・全ての用途地域
	・都市施設 (例)4ha未満の公園	・都市施設 (例)10ha未満の公園	・都市施設 (例)国・都道府県が設置する10ha以上のものを除く全ての公園
	・市街地開発事業 (例)20ha以下の土地区画整理事業	・市街地開発事業 (例)50ha以下の土地区画整理事業	・市街地開発事業 (例)国・都道府県施行の50ha超のものを除く全ての土地区画整理事業

出典：内閣府資料

## 都市計画制度における地方分権改革②

- ・平成23年8月の都市計画法の改正により、区域区分(線引き)の都市計画決定権限が神奈川県から横浜市に移譲
- ・平成26年6月の都市計画法の改正により、マスタープラン(整開保)の都市計画決定権限が神奈川県から横浜市に移譲

※ 「都市計画の方針」とは、次の4つの方針を指し、線引きや用途地域、道路などの都市計画の基本的な方向性を示しています。

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保)
- 都市再開発の方針(3方針)
- 住宅市街地の開発整備の方針(3方針)
- 防災街区整備方針(3方針)

横浜市では、「都市計画の方針」と「線引き」の見直しについて都市計画手続を進め、平成30年3月に都市計画決定・変更しました。



横浜市が実情に即して、より主体的な都市計画の見直しを行うことが可能になった!!

### <見直しのポイント>

- ・都市基盤施設の整備効果を最大限に生かし、持続的な都市の成長・発展につながる土地利用の誘導を図る。
- ・新たに規制誘導地区を設定。
- ・持続可能な住宅地モデルプロジェクト等を重点地区に位置づけることに加え、団地再生を積極的に推進。
- ・団地再生を積極的に推進、まちの不燃化を積極的に推進を方針に新たに加えることなどができた。
- ・地震火災対策方針の対象地域を防災再開発促進地区に位置づけ、まちの不燃化を積極的に推進。

### <線引き都市計画案の概要>

合計197地区の変更市街化区域面積 約624ヘクタール増

■ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

市街化調整区域の土地利用の方針

- ・ 貴重な緑地や農地を中心に保全、開発を基本的に抑制し、市街化調整区域の地域特性に応じた土地利用を実現する。
- ・ 一方、**都市基盤施設の整備効果を最大限に生かし、持続的な都市の成長・発展につながる土地利用の誘導を図る**。よって、
  - 鉄道駅・高速道路インターチェンジ周辺、米軍施設跡地
  - 市街化区域の縁辺部等で、土地所有者等による地域特性を踏まえた魅力あるまちづくりが行われる地区について、農林漁業との調和や地域の合意形成等の見通しに合わせて、市街化区域へ編入する。

■ 都市再開発の方針

- ・ 新たに**規制誘導地区**を設定（都市計画法や建築基準法による**規制・誘導を主体として**整備改善を図る地区）。
- ・ 対象は「主要な鉄道駅から500m以内」「内陸の主要な工業地」など。

■ 住宅市街地の開発整備の方針

- ・ **持続可能な住宅地モデルプロジェクト**等を重点地区に位置づけることに加え、**団地再生**を積極的に推進。

■ 防災街区整備方針

- ・ **地震火災対策方針の対象地域**を防災再開発促進地区に位置づけ、**まちの不燃化**を積極的に推進。

## 【参考】線引き都市計画案の概要

出典：横浜市建築・都市整備・道路委員会資料抜粋（平成29年12月11日）

### （1）市街化調整区域から市街化区域への編入

#### ① 市街化区域への編入を行う必要がある区域

既に市街化区域と同様に市街化している区域

⇒132 地区 約 489 ヘクタール

#### ② 市街化区域への編入を行うことが望ましい区域

鉄道駅・インターチェンジ周辺などで戦略的・計画的な土地利用を進める区域

川和町駅周辺西地区、川向町南耕地地区、恩田駅南地区、中区南本牧ふ頭地区

⇒4 地区 約 115 ヘクタール

#### ③ 市街化区域への編入を行うことが考えられる区域

土地所有者等による地域特性を踏まえた魅力あるまちづくりが行われる区  
栄上郷町猿田地区

⇒1 地区 約 9.5 ヘクタール

### （2）市街化区域から市街化調整区域への編入（逆線引き）

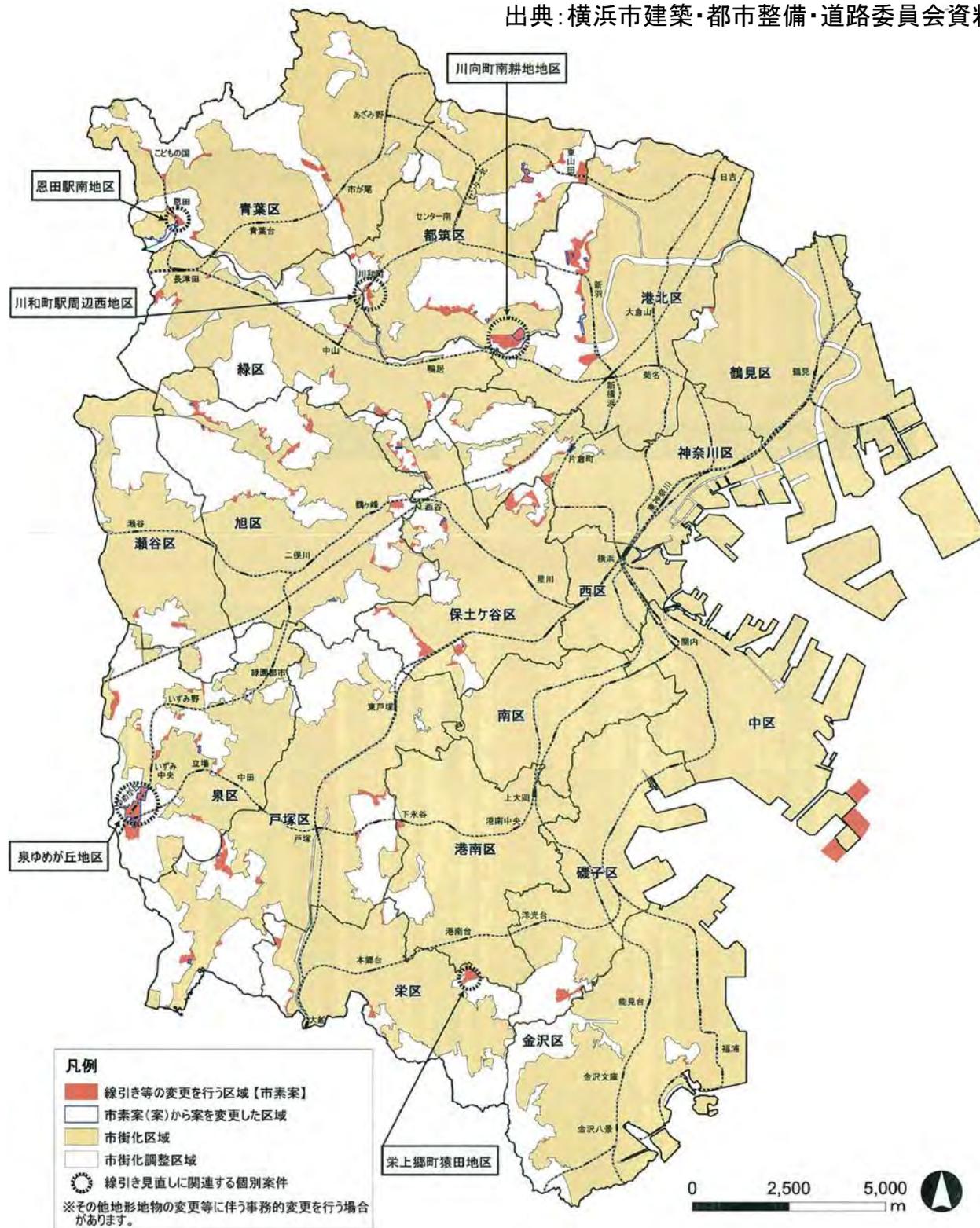
⇒1 地区 約 0.1 ヘクタール

### （3）事務的な変更

区域境界の整形化等やその他、地形地物の変更等に伴う事務的な変更

⇒59 地区 約 10 ヘクタール

合計 197 地区の変更 市街化区域面積 約 624 ヘクタール増

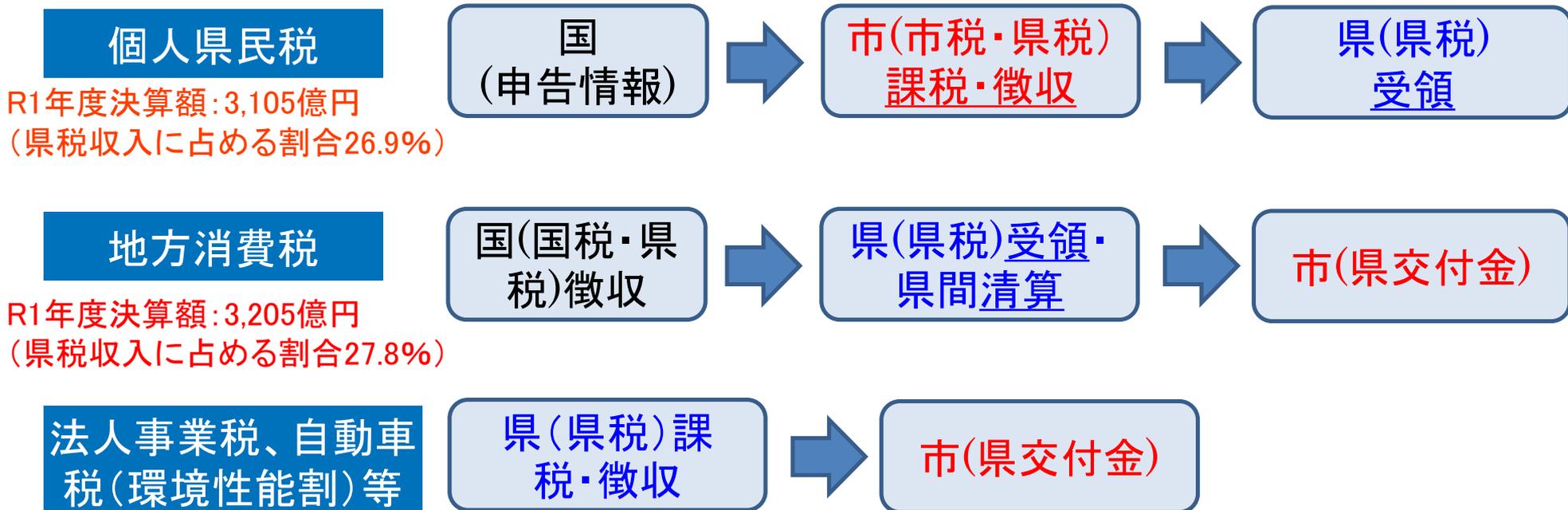


5

## DX時代の行政組織／税務事務と行政区

## 県税の賦課等の状況

- 県の基幹税である個人県民税は市が課税・徴収事務。その情報管理は市。
- 同じく基幹税である地方消費税についても、国が徴収。
- 自動車税等については、地方税共同機構の活用等も可能。



# デジタル化

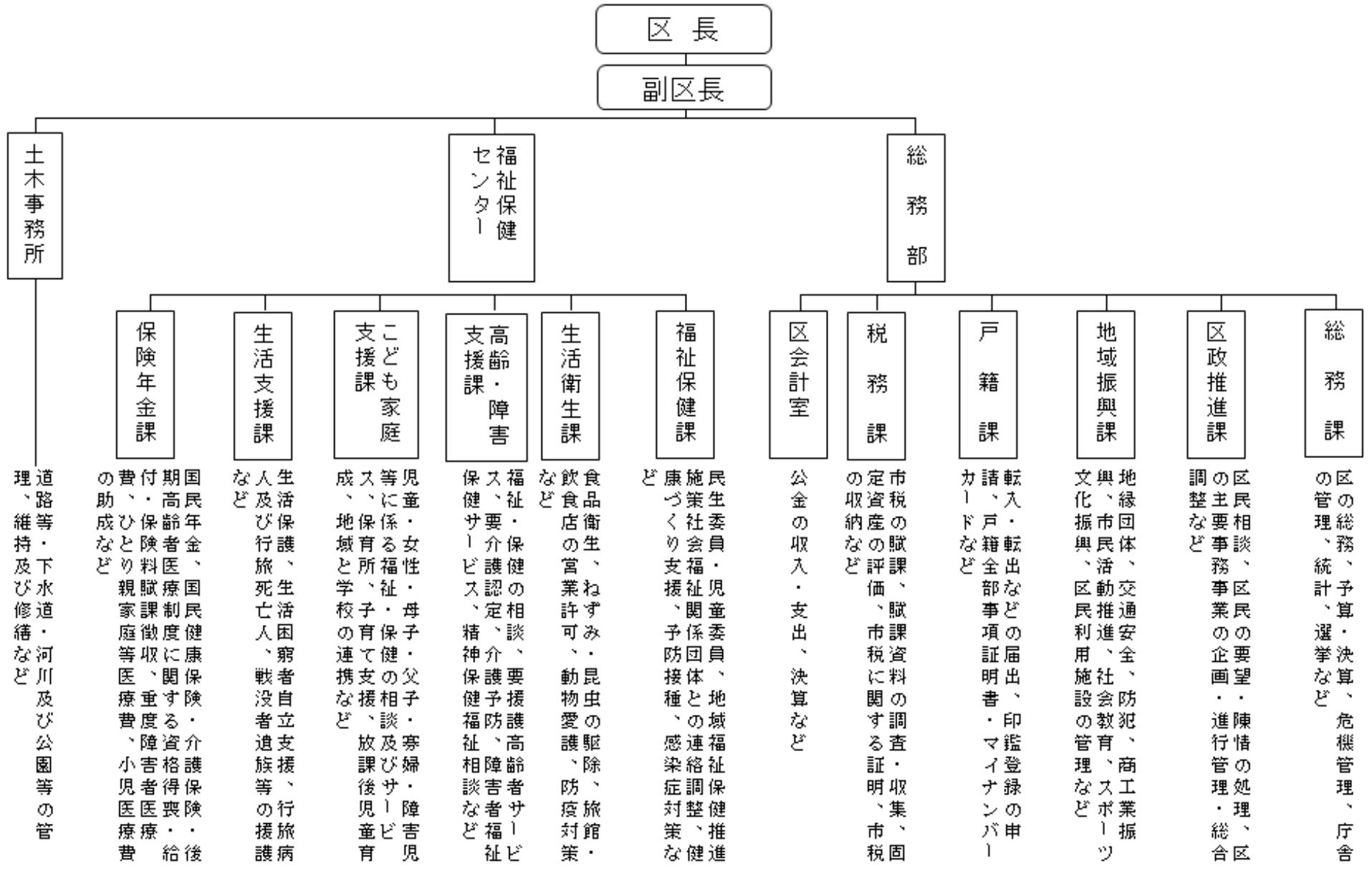
- 国が整備する「ガバメントクラウド」には、市の業務である住基、生保、市税などの基幹17業務等のアプリケーションを構築することとされ、県の業務は現時点では含まれておらず、県を介さず市と国において調整していくこととなる見込み。
- こうした動向に対応し、市民の利便性をより向上させていく必要がある。

## 【参考】ガバメントクラウドを活用する業務システム

- **業務システム**とは、相互のシステム間の連携が大きい、「地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウト」で示されている事務に係るシステムをさします。
- **基幹業務システム**は、地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウトで示されている事務のうち、各府省において標準仕様書を作成することとされている事務（現時点では、下記の17業務）に係る業務システムをさします。これらは、ガバメントクラウドの活用を積極的に国が推進します。
- **基幹業務以外の業務システム**のうち、基幹業務に付属又は密接に連携する業務システムについては、ガバメントクラウドに構築することができることとします。



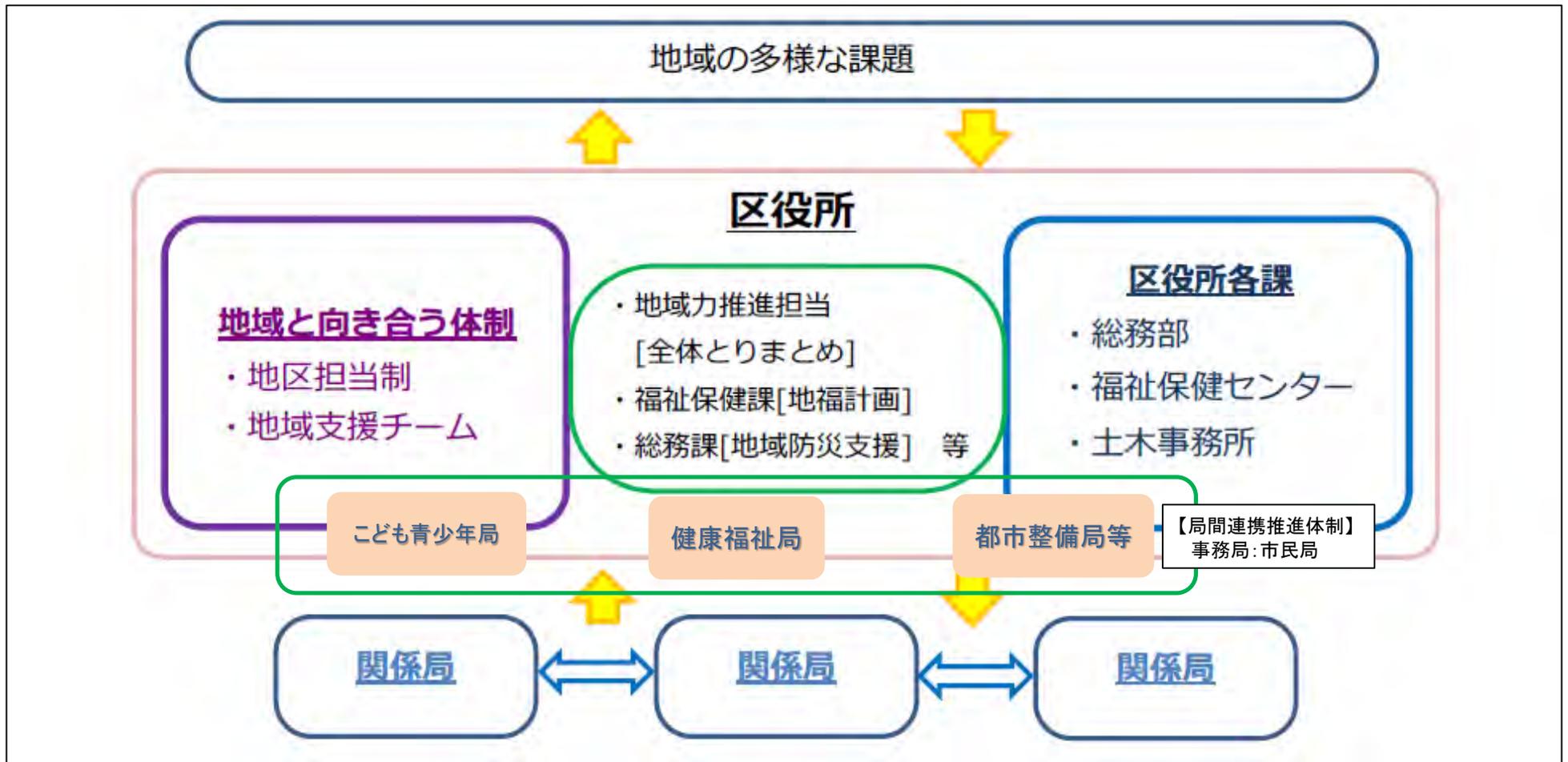
# 地域総合行政機関としての区役所（戸籍、税、福祉、保健、道路、公園・・・）



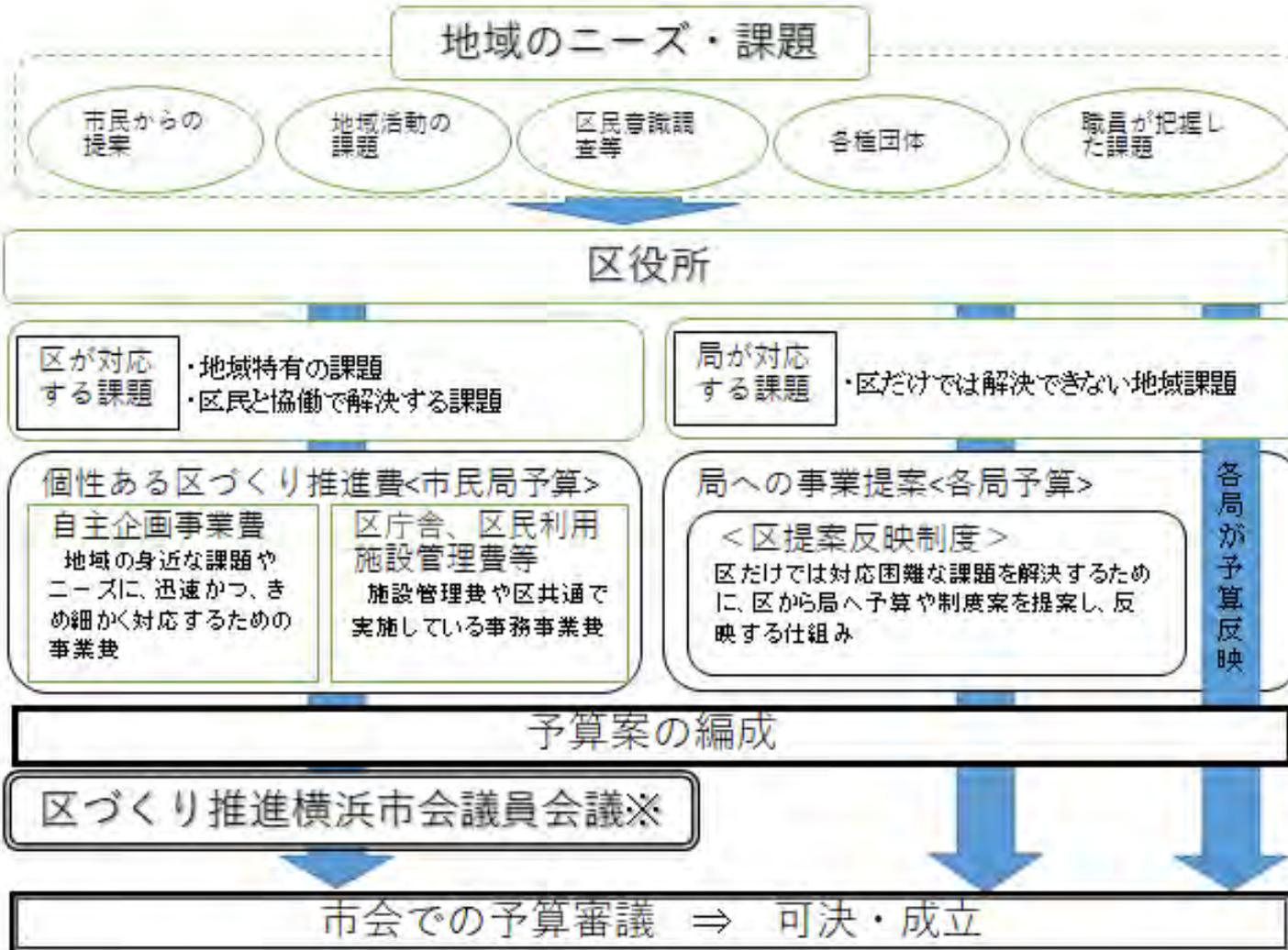
# 横浜市の区役所における地域支援体制

地域の実情を踏まえた支援を行うためには、区役所が地域に寄り添い、地域と課題を共有することが重要。

部や課の垣根を越えて、複数の課の職員等が連携できる横断的な体制として、概ね連合町内会単位で、地区担当制と地域支援チームにより構成する地域と向き合う体制を設置。



# 地域課題解決のための区関係予算の仕組み



## ○区づくり推進横浜市議員会議

横浜市議会基本条例に設置規定された議長召集の会議  
区と各区選出議員が個性ある区づくり推進費及び必要に応じ区の主要事業について協議する場

## ○6月頃

- ・当該年度執行計画

## ○9月頃

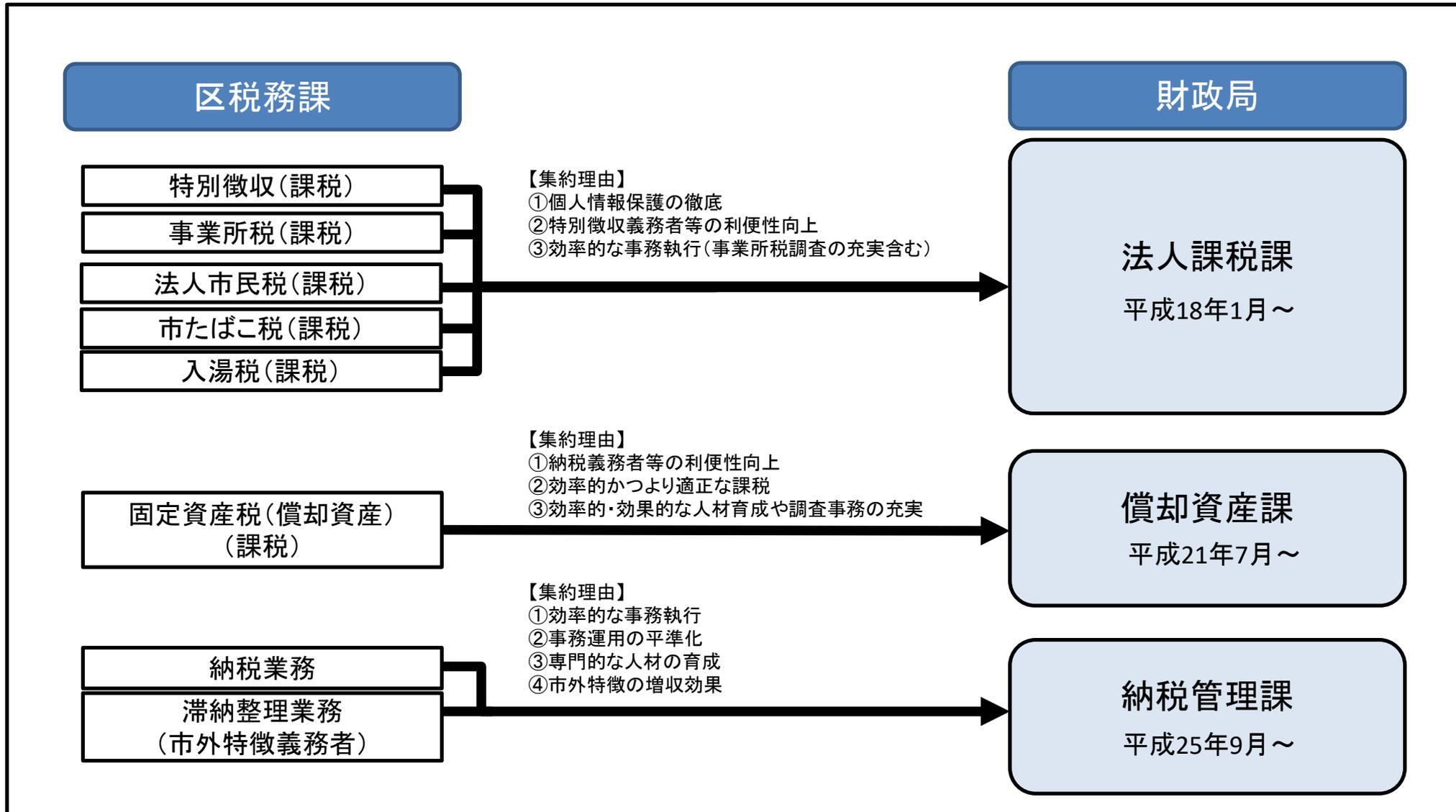
- ・前年度執行実績
- ・当該年度執行状況
- ・次年度予算編成の考え方

## ○2月頃

- ・**次年度予算案の概要**

# 横浜市の税務事務集約化

横浜市の税務事務においては、地域の総合行政機関として強みを持つ区役所の中であって、福祉分野との連携などを生かしながら、法人関係業務及び計数管理などの内部事務などを集約することで、市民の利便性と税務の効率性の両立を進めてきた。



## 区役所の機能の沿革

- 横浜市では、区役所が「地域の総合行政機関」として、市民への幅広いサービス提供を推進するとともに、「地域協働の総合支援拠点」として、参加と協働による地域自治が進むよう、区役所の機能強化を進めてきた。



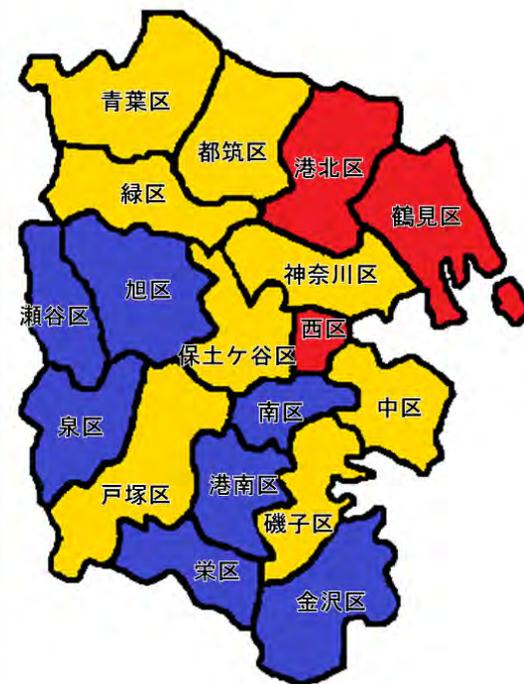
# 人口減少社会の到来、超高齢社会の進行(各区)

- 港北区、西区、鶴見区は、今後も人口の増加が続き、ピークはそれぞれ2036年(2037年も同数)、2041年、2042年
- 南区、港南区、旭区、金沢区、栄区、泉区、瀬谷区では、人口の減少が続く
- 神奈川区、中区、保土ヶ谷区、磯子区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区は、2015年以降、数年から十数年程度の間増加し、その後人口の減少が始まる。

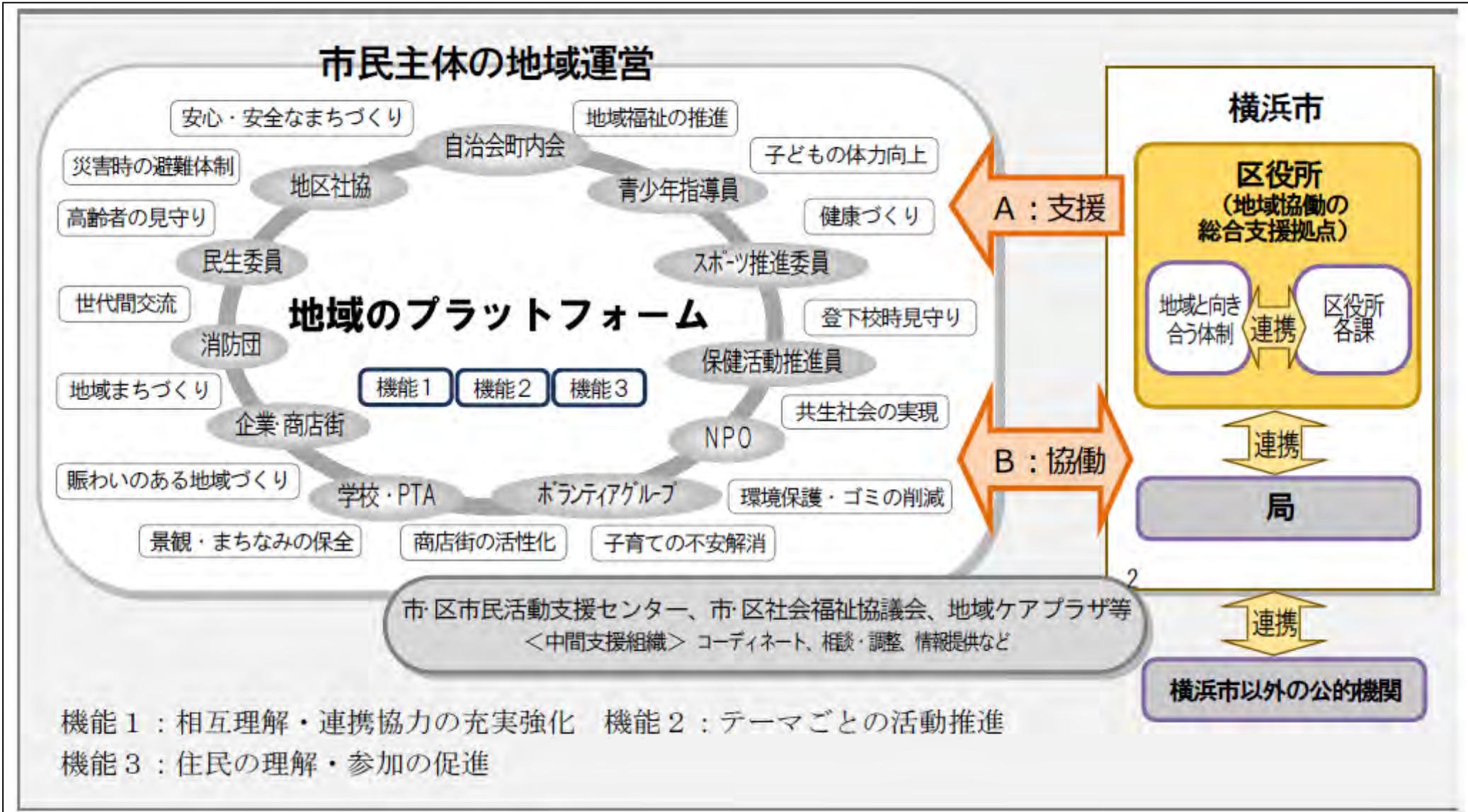
## <行政区別将来人口>

資料: 政策局「横浜市将来人口推計(行政区別)」平成30年3月

	増減	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
鶴見区	▲	285,356	294,359	301,123	305,968	309,020	310,232
神奈川区	↷	238,966	242,764	244,321	243,847	241,941	238,911
西区	▲	98,532	102,168	104,887	106,836	108,099	108,725
中区	↷	148,312	152,624	155,298	156,565	156,437	155,038
南区	▼	194,827	193,069	189,864	185,581	180,290	174,376
港南区	▼	215,736	209,228	201,023	191,864	182,217	172,452
保土ヶ谷区	↷	205,493	207,966	208,870	208,650	206,913	203,693
旭区	▼	247,144	241,272	233,027	223,250	212,838	202,406
磯子区	↷	166,229	167,643	167,149	165,273	162,398	158,800
金沢区	▼	202,229	194,343	185,282	175,541	165,421	155,216
港北区	▲	344,172	354,371	361,603	366,021	367,790	367,438
緑区	↷	180,366	181,176	180,511	178,947	176,545	173,266
青葉区	↷	309,692	310,384	308,683	305,842	301,421	295,032
都筑区	↷	211,751	213,762	213,842	213,578	213,303	212,585
戸塚区	↷	275,283	278,285	278,636	277,038	273,880	269,415
栄区	▼	122,171	117,428	111,801	105,758	99,517	93,461
泉区	▼	154,025	150,459	145,813	140,462	134,582	128,284
瀬谷区	▼	124,560	121,649	117,905	113,705	109,338	104,926



# 区役所を中心とした横浜市の協働による地域づくり

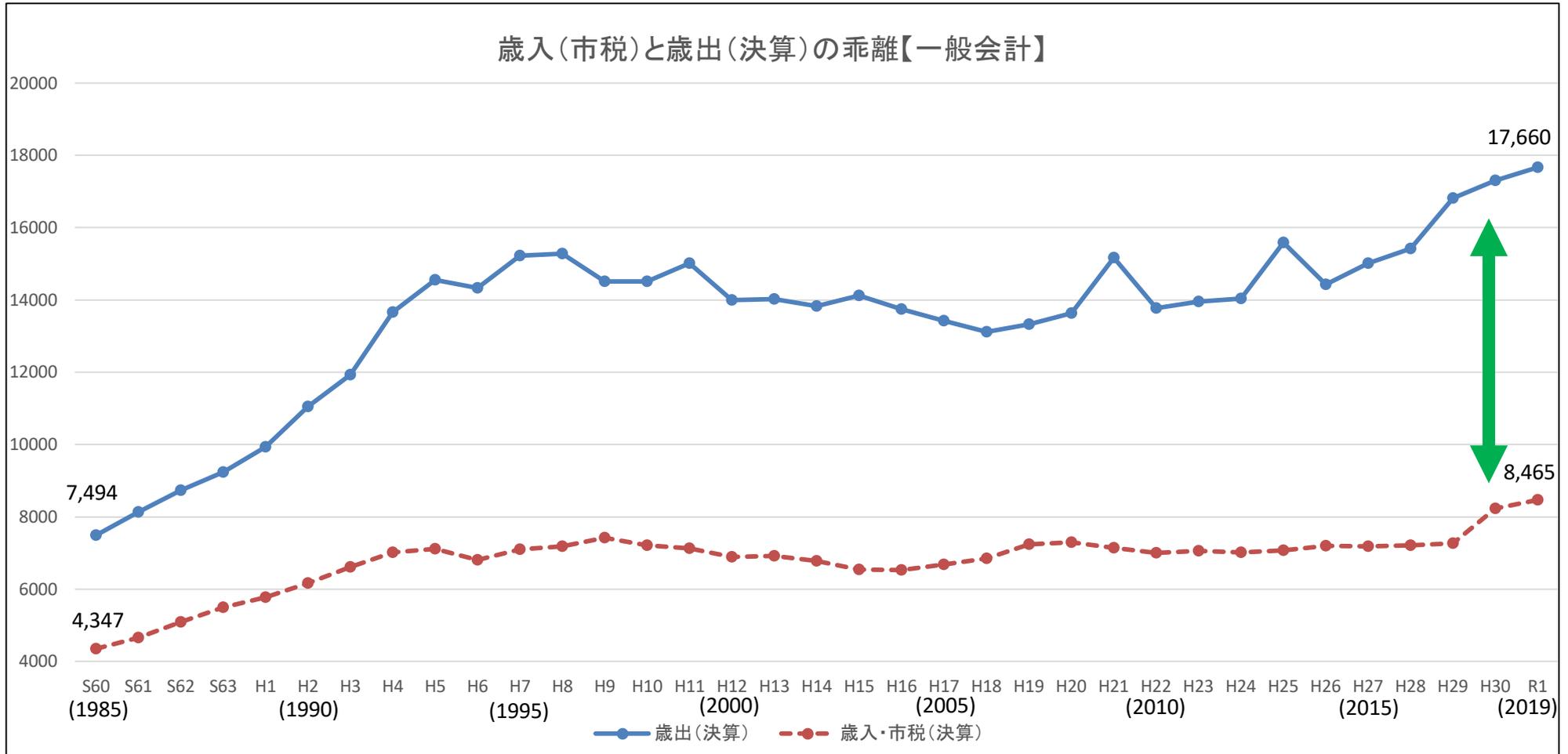


機能1：相互理解・連携協力の充実強化 機能2：テーマごとの活動推進  
機能3：住民の理解・参加の促進

# 6

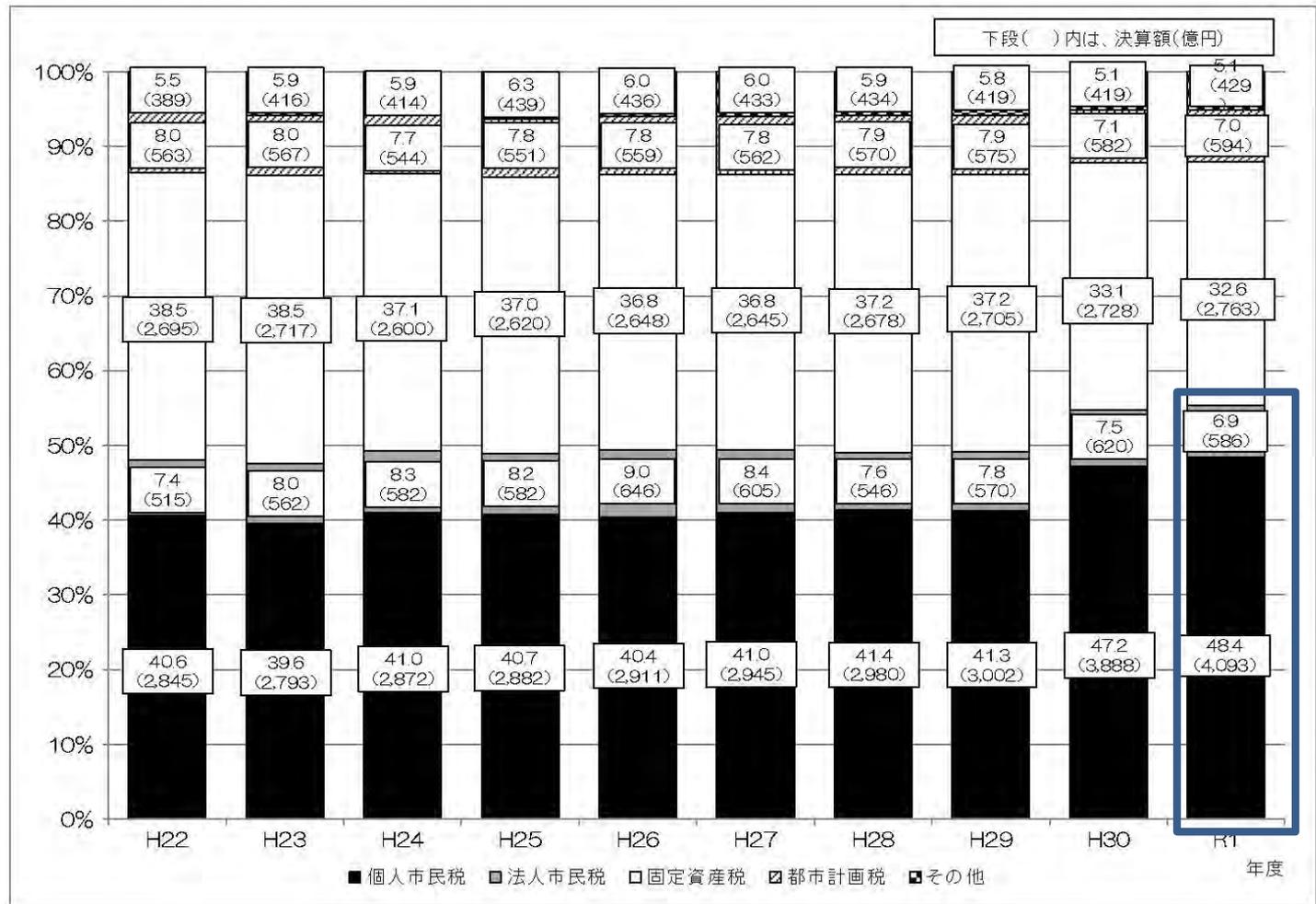
## 超高齢社会における持続的な都市経営

(億円)



出典:横浜市資料「令和元年度普通会計決算の概要」  
「平成22年度普通会計決算の概要」  
「横浜市の財政状況(平成13年12月)」  
「平成3年度財政のあらまし」より作成

# 市税収入の推移



市民税

構成比

(単位:%)

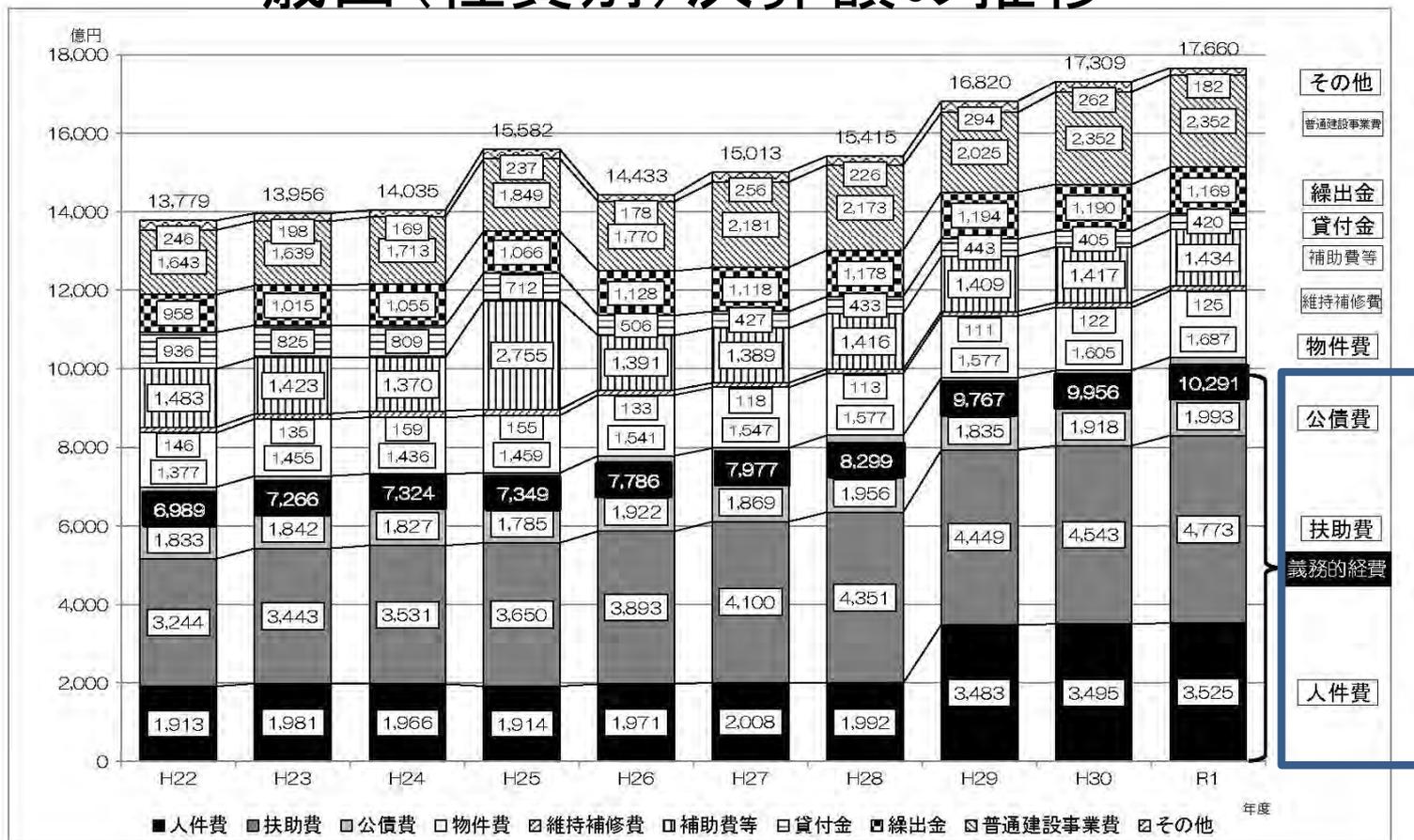
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
個人市民税	40.6	39.6	41.0	40.7	40.4	41.0	41.4	41.3	47.2	48.4
法人市民税	7.4	8.0	8.3	8.2	9.0	8.4	7.6	7.8	7.5	6.9
固定資産税	38.5	38.5	37.1	37.0	36.8	36.8	37.2	37.2	33.1	32.6
都市計画税	8.0	8.0	7.7	7.8	7.8	7.8	7.9	7.9	7.1	7.0
その他	5.5	5.9	5.9	6.3	6.0	6.0	5.9	5.8	5.1	5.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

決算額

(単位:億円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
個人市民税	2,845	2,793	2,872	2,882	2,911	2,945	2,980	3,002	3,888	4,093
法人市民税	515	562	582	582	646	605	546	570	620	586
固定資産税	2,695	2,717	2,600	2,620	2,648	2,645	2,678	2,705	2,728	2,763
都市計画税	563	567	544	551	559	562	570	575	582	594
その他	389	416	414	439	436	433	434	419	419	429
合計	7,007	7,055	7,012	7,074	7,200	7,190	7,208	7,271	8,237	8,465

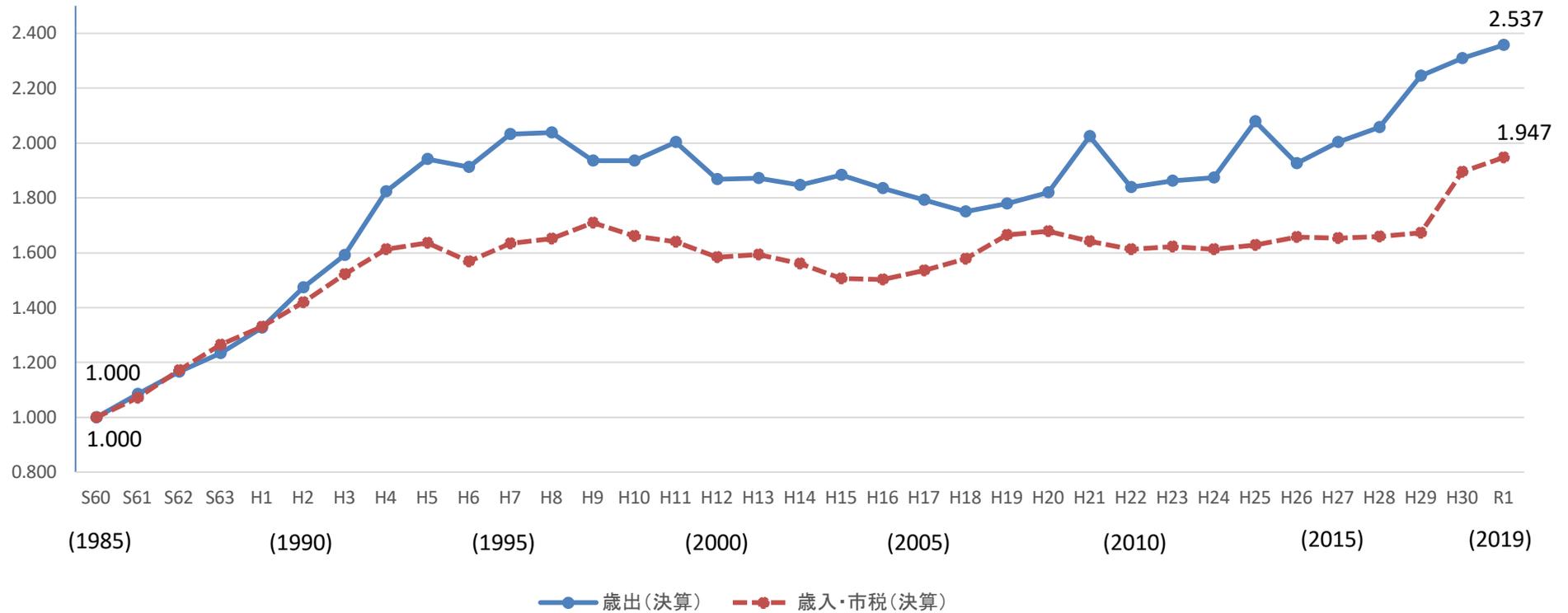
# 歳出(性質別)決算額の推移



(単位: 億円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人件費	1,913	1,981	1,966	1,914	1,971	2,008	1,992	3,483	3,495	3,525
扶助費	3,244	3,443	3,531	3,650	3,893	4,100	4,351	4,449	4,543	4,773
公債費	1,833	1,842	1,827	1,785	1,922	1,869	1,956	1,835	1,918	1,993
物件費	1,377	1,455	1,436	1,459	1,541	1,547	1,577	1,577	1,605	1,687
維持補修費	146	135	159	155	133	118	113	111	122	125
補助費等	1,483	1,423	1,370	2,755	1,391	1,389	1,416	1,409	1,417	1,434
貸付金	936	825	809	712	506	427	433	443	405	420
繰出金	958	1,015	1,055	1,066	1,128	1,118	1,178	1,194	1,190	1,169
普通建設事業費	1,643	1,639	1,713	1,849	1,770	2,181	2,173	2,025	2,352	2,352
その他	246	198	169	237	178	256	226	294	262	182
合計	13,779	13,956	14,035	15,582	14,433	15,013	15,415	16,820	17,309	17,660
義務的経費	6,989	7,266	7,324	7,349	7,786	7,977	8,299	9,767	9,956	10,291

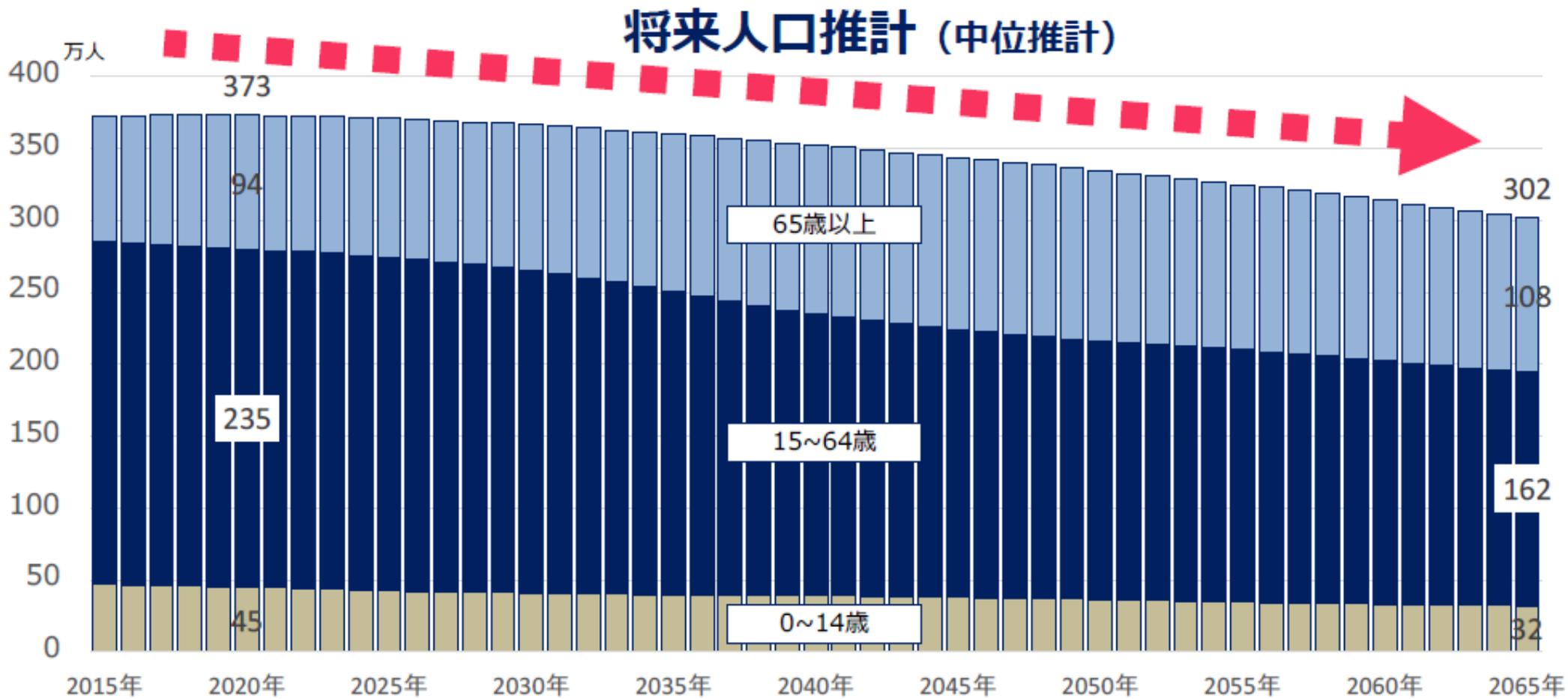
歳入(市税)と歳出(決算)の乖離【一般会計】  
[S60:1.000]



出典:横浜市資料「令和元年度普通会計決算の概要」  
「平成22年度普通会計決算の概要」  
「横浜市の財政状況(平成13年12月)」  
「平成3年度財政のあらまし」より作成

# 横浜市の将来人口推計

少子高齢化が進行し、2019年をピークに人口減少へ転換する見込み。

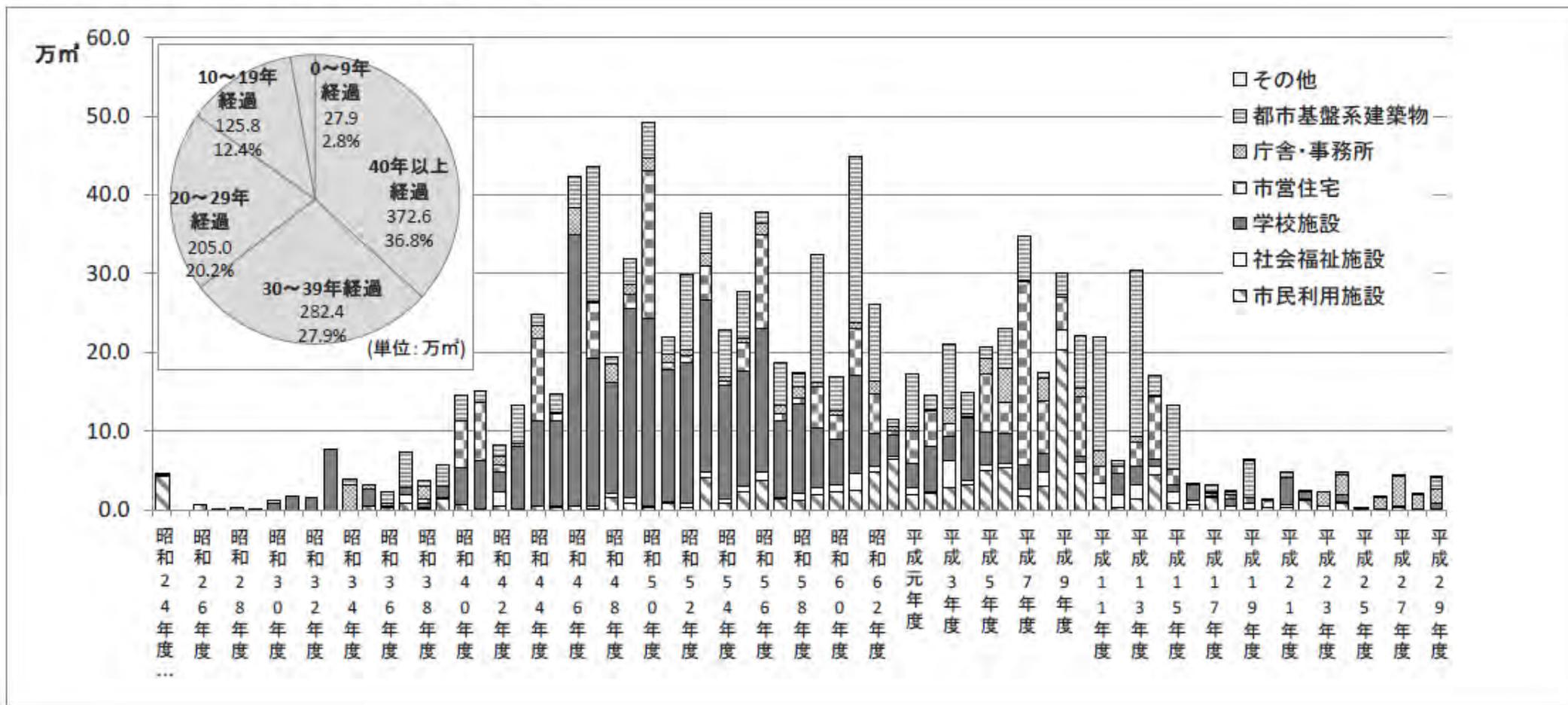


出典：横浜市の長期財政推計(令和3年1月)

## 公共建築物の老朽化等への対応①

横浜市の公共施設の大部分は老朽化が進行しており、今後の保全や更新が大きな課題。

図 公共建築物の築年度別整備状況



出典: 横浜市公共建築物マネジメント白書(令和元年7月)

## 公共建築物の老朽化等への対応②

今後20年間で必要となる公共施設の保全・更新費の将来推計(平成30年度～49年度)

○平成30年度からの20年間における公共施設の保全・更新費(建替費を含む)の将来推計額は、全会計の総額が約4兆9,800億円であり、内訳は一般会計が約2兆5,230億円(51%)、公営企業会計が約2兆4,020億円(48%)、特別会計が約550億円(1%)です。

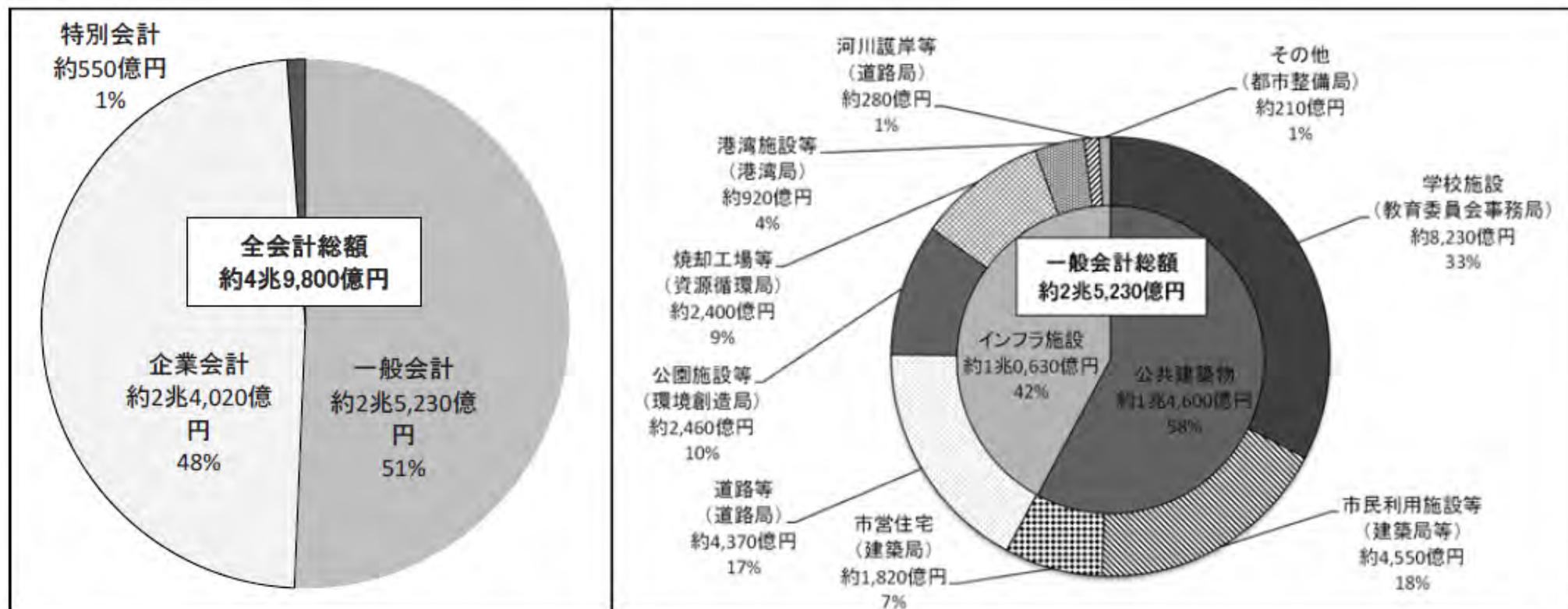
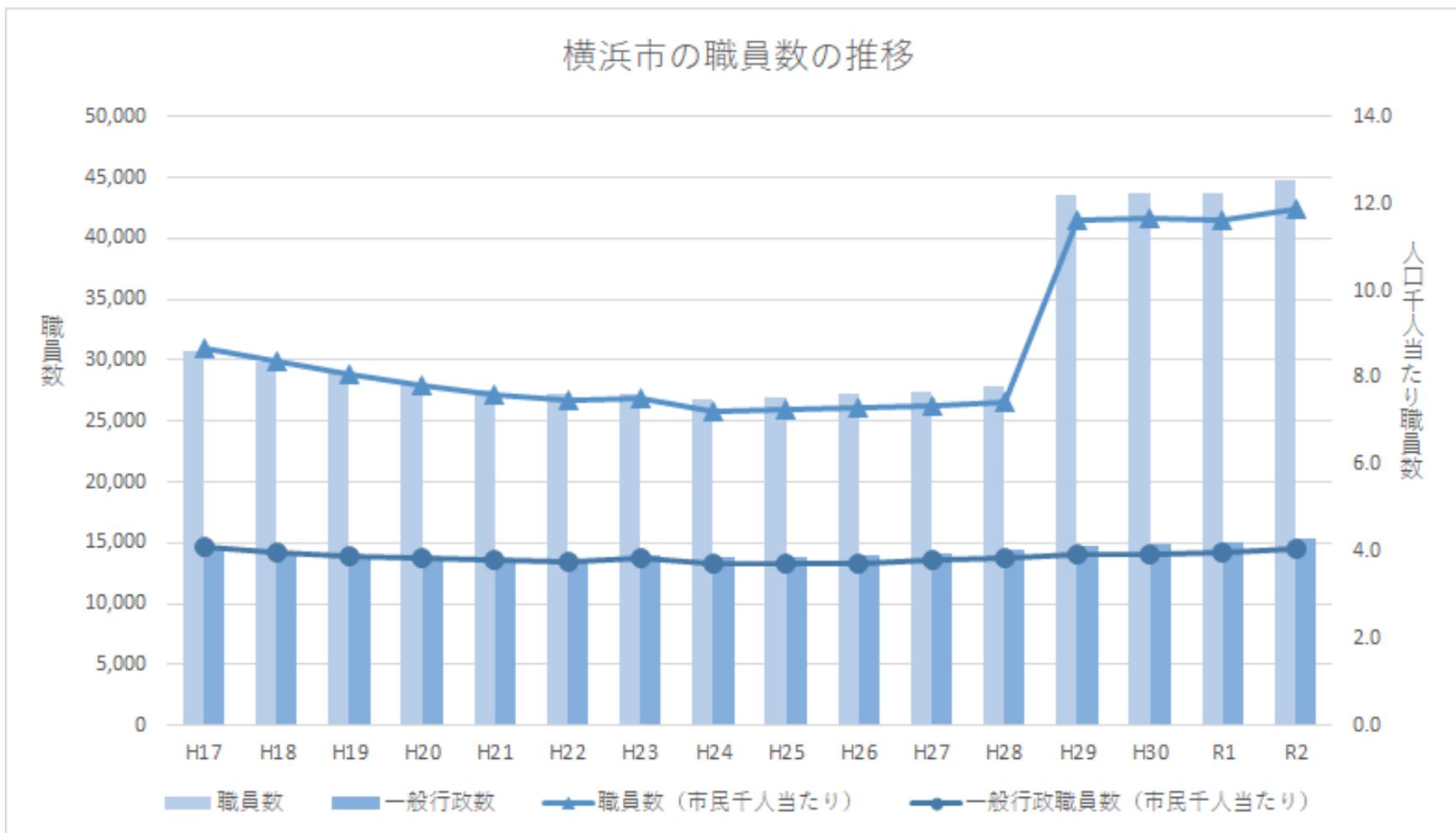


図 公共施設(インフラ施設及び公共建築物)の保全・更新費の将来推計(全会計の内訳)  
左は全会計の内訳、右は一般会計用途別内訳

出典:横浜市公共建築物マネジメント白書(令和元年7月)

## 横浜市の職員数等の推移

○ 横浜市の職員数は、減少傾向



出典：横浜市職員の給与・定員管理等について(R2、H27、H22)及び住民基本台帳人口(令和3年3月)より作成

※民営化・委託化の取組や業務の効率化による減員も実施しましたが、県費負担教職員の本市移管に伴い、教職員を新たに計上したため、29年度の職員定数は、44,704人に増加しています。

# 市区町村別人口1万人当たり職員数一覧(単純値)(平成31年4月1日時点)

## 指定都市(20団体)

### 普通会計

団体名	面積 (R1.10.1)	住基人口 (H31.1.1)	普通会計 職員数 (H31.4.1)	人口1万 当たり職員数 (普通会計)
福岡県 福岡市	343.46	1,540,923	14,743	95.68
神奈川県 横浜市	437.70	3,745,796	36,171	96.56
北海道 札幌市	1,121.26	1,955,457	19,016	97.25
埼玉県 さいたま市	217.43	1,302,256	12,694	97.48
神奈川県 相模原市	328.91	718,367	7,383	102.77
神奈川県 川崎市	143.01	1,500,460	15,538	103.55
静岡県 浜松市	1,558.06	804,780	8,342	103.66
千葉県 千葉市	271.78	970,049	10,061	103.72
大阪府 堺市	149.82	837,773	8,757	104.53
静岡県 静岡市	1,411.83	702,395	7,626	108.57
宮城県 仙台市	786.35	1,062,585	11,622	109.37
広島県 広島市	906.68	1,196,138	13,258	110.84
岡山県 岡山市	789.95	709,241	7,880	111.10
福岡県 北九州市	491.95	955,935	10,935	114.39
愛知県 名古屋市	326.50	2,294,362	26,410	115.11
京都府 京都市	827.83	1,412,570	16,550	117.16
熊本県 熊本市	390.32	734,105	8,615	117.35
大阪府 大阪市	225.30	2,714,484	31,984	117.83
兵庫県 神戸市	557.01	1,538,025	18,140	117.94
新潟県 新潟市	726.45	792,868	9,386	118.38
指定都市合計		27,488,569	295,111	107.36

### 一般行政部門

団体名	面積 (R1.10.1)	住基人口 (H31.1.1)	一般行政 職員数 (H31.4.1)	人口1万 当たり職員数 (一般行政)
福岡県 福岡市	343.46	1,540,923	5,597	36.32
静岡県 浜松市	1,558.06	804,780	3,020	37.53
北海道 札幌市	1,121.26	1,955,457	7,352	37.60
神奈川県 横浜市	437.70	3,745,796	14,972	39.97
埼玉県 さいたま市	217.43	1,302,256	5,233	40.18
大阪府 堺市	149.82	837,773	3,401	40.60
宮城県 仙台市	786.35	1,062,585	4,515	42.49
千葉県 千葉市	271.78	970,049	4,140	42.68
神奈川県 相模原市	328.91	718,367	3,218	44.80
神奈川県 川崎市	143.01	1,500,460	6,874	45.81
岡山県 岡山市	789.95	709,241	3,271	46.12
静岡県 静岡市	1,411.83	702,395	3,270	46.56
新潟県 新潟市	726.45	792,868	3,705	46.73
広島県 広島市	906.68	1,196,138	5,610	46.90
福岡県 北九州市	491.95	955,935	4,666	48.81
愛知県 名古屋市	326.50	2,294,362	11,411	49.73
熊本県 熊本市	390.32	734,105	3,695	50.33
兵庫県 神戸市	557.01	1,538,025	7,893	51.32
京都府 京都市	827.83	1,412,570	7,333	51.91
大阪府 大阪市	225.30	2,714,484	14,632	53.90
指定都市合計		27,488,569	123,808	45.04

出典:総務省ホームページ

## 神奈川県議会・行政機構と横浜市議会・行政機構に係る職員数

横浜市域をはじめとして指定都市の区域における県の役割は限定的だが、議会議員数や行政機構職員数は、相当の規模となっている。

単位：(人)

		神奈川県			横浜市
		全域	横浜市域	備考	
議会	定数	105	40		86
	議員一人当たり人口	88,004	94,458		43,934
行政機構	職員数 (R2. 4. 1)	53,873	—		44,745
	教育 (a)	27,959	—	高校等は要精査	18,104
	警察 (b)	17,331	7,086	人口按分	0
	教育 (a)、警察 (b) 除く職員数	8,583	3,510	人口按分	26,641
人口 (R2国勢調査)		9,240,411	3,778,318		3,778,318

出典：令和2年度定員管理調査(総務省：R2. 12)等より作成

横浜市内における神奈川県の主要な事務所

総合：かながわ県民センター、神奈川県パスポートセンター本所（横浜）

県税：横浜県税事務所、神奈川県税事務所、緑県税事務所、戸塚県税事務所、自動車税管理事務所、自動車税管理事務所横浜駐在事務所

土木事務所等：横浜川崎治水事務所

結

特別自治市移行に向けた道程と選択

# 特別自治市制度の法制化(→ベースは旧特別市制度)

## 大都市制度

制度化済

### 指定都市制度

- ・ 地方自治法第252条の19第1項 大都市に関する特例
- ・ 都道府県が担う児童福祉に関する事務などを実施
- ・ 事務と財源のアンバランス等から、指定都市市長会では長年にわたり事務に見合った税財政制度の見直しを要望しており、更なる強化検討が必要。

制度化済

### 特別区設置制度（いわゆる都構想）

- ・ 東京都の特別区制度を準用。
- ・ 手続きは大都市地域における特別区の設置に関する法律による
- ・ 指定都市等関係市町村を廃止し特別区に再編するとともに、市民に身近な行政は公選制区長のもと特別区で、広域行政は広域自治体へと事務・財源を再編

未制度化

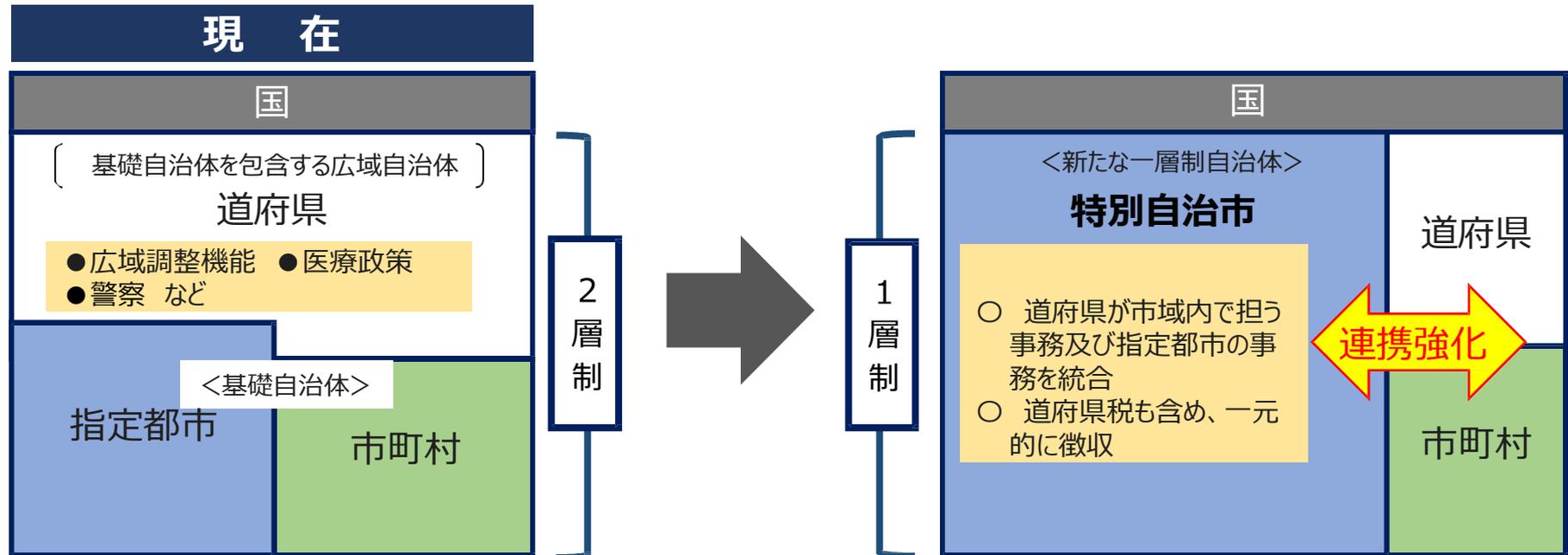
### 特別自治市制度

- ・ 基礎自治体をベースとし道府県の区域外となる新たな一層制の地方自治体。
- ・ 第30次地方制度調査会で意義が認められるも、検討にあたり課題が示されており、対応策の提示とこれに沿った対応が必要である。

地域の実情に応じて、上記からふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき。

# 特別自治市制度の概要①

- 特別自治市は、広域自治体に包含されない一層制の地方公共団体とする。
- 特別自治市の法的位置付けは、現行の地方自治法第2条第3項に規定する市町村（基礎的な地方公共団体）、同第5項に規定する都道府県（広域の地方公共団体）の両方の役割を果たす（「特別地方公共団体」?）。現行の指定都市が担う事務及び道府県が指定都市の市域内において担う事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整事務や補完事務を除く）を処理する。
- 特別自治市は、一層制であることから、道府県が有する包括する市町村の連絡調整機能や補完機能は有しないが、圏域の核となり他の自治体と必要な連携を行う。



出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」中間報告を一部改変

## 特別自治市制度の概要②

特別自治市とは

- 横浜市が早期実現を目指している、新たな大都市制度です。
- 現在の指定都市制度を見直し、原則として国が担うべき事務を除くすべての地方の事務を横浜市が一元的に担い、その仕事量に応じた税財源も併せ持つ制度です。
- 横浜市を分割して新たな自治体をつくるのではなく、市域内のことが市で完結する、横浜市の一体性を生かした効率的・効果的な制度です。



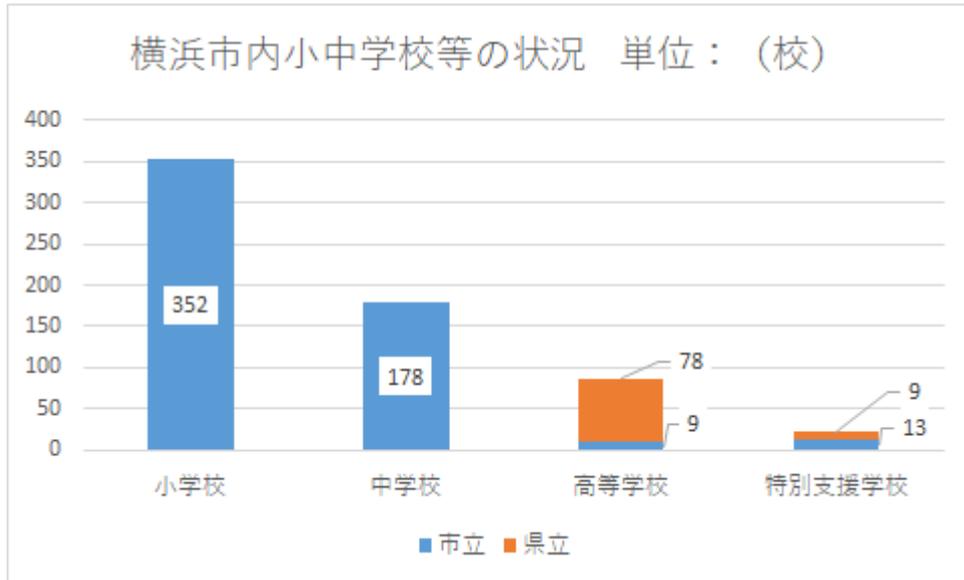
出典：「横浜特別自治市大綱」(横浜市)

# 特別自治市制度の概要③

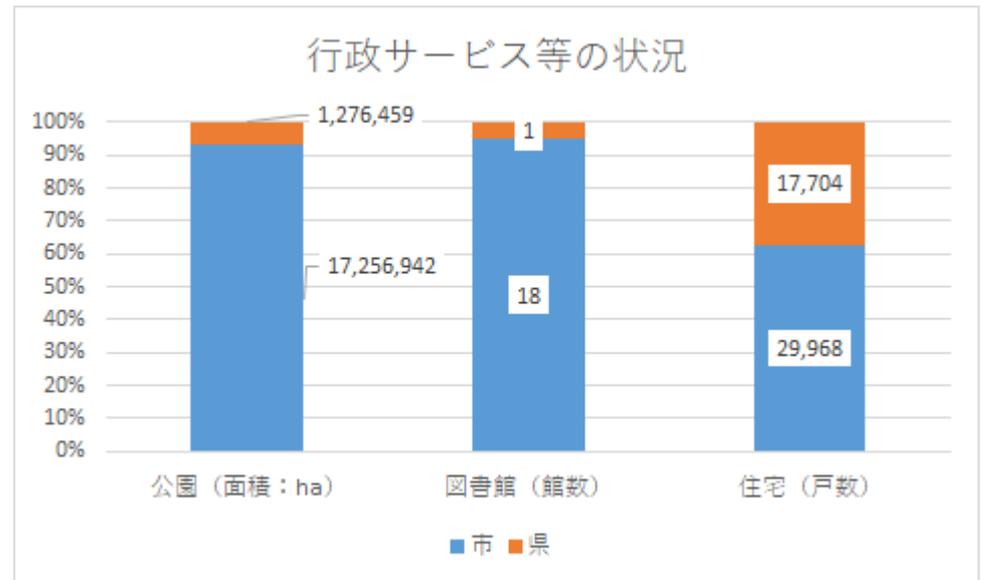
## 特別自治市の基本的枠組み

- ①特別自治市は、原則として、現在県が市域で実施している事務及び市が担っている事務の全部を処理する。
- ②特別自治市は、市域内地方税の全てを賦課徴収する。
- ③特別自治市の自治構造は、市－区の二層構造とする。

## 横浜市内の市と県のサービス提供の状況



出典：令和2年度学校基本調査、  
横浜市ホームページより作成



出典：横浜市の都市公園データ集(令和3年3月)、横浜市ホームページ、社会教育調査(平成30年)令和2年度版 かながわの住宅より作成  
※ 住宅は県営、市営を表す

すでに横浜市は、市域の住民サービスのほとんどを担っており、県の役割は非常に限定的

## 神奈川県・県内市町村の財政力

- 神奈川県内の市町村の財政力指数は他都道府県よりも高く、比較的、交付税に依存せず、自立的な財政運営を実現

### 市町村財政力指数の都道府県別平均

	都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数
1	愛知県	0.96	17	宮城県	0.55	33	大分県	0.40
2	神奈川県	0.92	18	山梨県	0.55	34	長崎県	0.39
3	埼玉県	0.79	19	京都府	0.55	35	沖縄県	0.39
4	静岡県	0.79	20	香川県	0.55	36	宮崎県	0.38
5	東京都	0.76	21	広島県	0.54	37	岩手県	0.37
6	栃木県	0.74	22	福岡県	0.54	38	山形県	0.37
7	千葉県	0.73	23	山口県	0.52	39	熊本県	0.37
8	大阪府	0.73	24	石川県	0.51	40	和歌山県	0.36
9	茨城県	0.71	25	佐賀県	0.51	41	青森県	0.35
10	滋賀県	0.71	26	新潟県	0.50	42	鳥取県	0.33
11	群馬県	0.61	27	福島県	0.48	43	秋田県	0.30
12	兵庫県	0.61	28	岡山県	0.43	44	鹿児島県	0.29
13	三重県	0.60	29	愛媛県	0.43	45	北海道	0.28
14	福井県	0.59	30	徳島県	0.42	46	高知県	0.26
15	岐阜県	0.59	31	長野県	0.40	47	島根県	0.25
16	富山県	0.58	32	奈良県	0.40		全国市町村平均	0.51

出典：総務省「令和元年度地方公共団体の主要財政指標一覧」を基に作成

## 神奈川県内における横浜市の県税構成比

○ 神奈川県内における横浜市の県税構成比は、人口構成比とおおむね同一で推移。

### 神奈川県内における横浜市の県税構成比と人口構成比

	県税構成比(%)	人口構成比(%)	構成比差引(%)
昭和25年度	49.19	38.24	10.95
昭和30年度	46.24	39.17	7.07
平成元年度	40.18	40.35	-0.17
平成20年度	42.67	40.77	1.90
平成21年度	44.56	40.77	3.79
平成22年度	43.98	40.77	3.21
平成23年度	44.07	40.75	3.32
平成24年度	43.86	40.75	3.11
平成25年度	43.48	40.77	2.71
平成26年度	43.95	40.77	3.18
平成27年度	43.14	40.81	2.33
平成28年度	43.40	40.78	2.62
平成29年度	42.56	40.75	1.81
平成30年度	40.91	40.74	0.17
令和元年度	40.75	40.74	0.01

※人口構成比については、神奈川県・横浜市ともに各年度1月1日現在の推計人口  
(国勢調査人口を基に推計した人口)にて算出

出典：「神奈川県県税統計書」，  
「神奈川県人口統計調査結果報告」を基に作成

# 特別自治市→市域内において県の機能を指定都市が併せもつ

## DX時代における行政の流通革命

### アプリ改革(政策改善)を進めるためのプラットフォーム改革(4G→5G)

#### ①ムダをなくす = 二重行政の廃止

すでに自治体業務の大半を行っている指定都市に、自治体として必要な業務を一元化。県から独立することによって、必要とする調整業務・事務手続きを大幅に減らし、時間・職員・組織・予算のムダを大きく削減できる。

#### ②改善を促進する = 「遅い」お役所仕事の克服

中間団体（県）から独立するとによって、自治体における受益と負担の見える化が進む。住民と現場で接する基礎自治体が、国等の行政機関に直接対峙できる機会が増え、住民ニーズを自治体や国等の政策に迅速に反映しやすくなる。

#### ③制度変更を最小にする ←よき横浜の自治をつなぐ

日常生活に係る変更は最小限度。地方自治制度上は大きな改革でありながら、区域・市域の変更は伴わない。県費負担教職員に係る権限移譲により、15,000人を超える県職員が既に市に移管済み。これまでの地方分権の延長線上に位置する。

# 特別自治市移行に向けた手法案の整理

	手法案	参考法令	発意の主体	意思決定の方法①(議会)	意思決定の方法②(住民投票)	課題
案①	関係団体からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経て定める	・地方自治法第6条の2 (H16年施行)	道府県と指定都市の共同申請	市議会・道府県議会の議決 国会の承認	市民目線では市の区域は変わらず、新たな住民負担も発生しない。また住民代表である市議会及び道府県議会の同意を経ることを踏まえる必要がある。	・地方自治法第6条の2は都道府県合併に関する規定であり、特別自治市移行への適用の可否
案②	大都市地域における特別区の設置に関する法律を参考に別に移行手続法を定める	・大都市地域における特別区の設置に関する法律 (H25年法施行)	道府県と指定都市の共同申請	市議会・道府県議会の議決	一方で、自治体のあり方は当該自治体市民への社会経済的な影響が大きい事項であり、市民が直接意思表示できる仕組みを制度として組み込むことも検討すべきではないか。	・地方自治法第6条との整理

※発意の主体は、指定都市のみとする意見があった。また、道府県との共同申請の場合は、当該道府県の応諾に関する協議等の仕組みを設けるべきとの意見があった。

# 住民代表機能を持つ区のあり方

- 一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、**何らかの住民代表機能を持つ区が必要**

出典：第30次地方制度調査会答申より抜粋



## 基本的な方向性

- 特別自治市における区は、**行政区（市の内部組織）**とし、**法人格を有しない**。
- 特別自治市における区は、区の役割、予算、裁量等を拡充することに併せ、**区長の位置付けの強化**とともに、議会の機能強化を行う。（議会での議論が必要）

<住民代表機能を持つ区として以下の例が考えられる>

- ・区の役割、予算、裁量等を拡充することに併せ、区長の位置付けの強化を検討（特別職化など）
- ・区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能の強化を検討

- ・都市の状況によっては、条例で一般職の区長とすることができることも検討してはどうかという意見もあった。
- ・地域住民の意見を直接反映させる住民自治拡充の仕組みとして、地域協議会（地方自治法第202条の5）や地域特性を踏まえた住民自治機能強化のための組織の設置等を付加的に導入することも考えられる。

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」中間報告P11

# 警察事務、広域犯罪への対応

- 例えば警察事務についても特別市（仮称）の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、**組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念**

出典：第30次地方制度調査会答申より抜粋



## 基本的な方向性

- 広域犯罪への対応の運用としては、**公安委員会・警察本部を道府県と特別自治市が共同で設置**する仕組みも考えられる。（警察法、地方自治法施行令の改正が必要）
- 広域犯罪への対応については、現在も警察法に基づき所轄外捜査や道府県警察間で合同捜査の形がとられているが、**道府県警察が警察庁の指揮監督も受けることに鑑み**、特別自治市における警察事務のあり方については、**国とも意見交換をし、検討を深めていく。**

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」中間報告

# 特別自治市の創設と日本の地方自治制度

## ①見逃してきた積年のムダや不公正を、もう許さない

「指定都市は豊かだから」と、見逃してきた積年の「不公平」や「ムダ」を是正しなければならない。とりわけ、デフォルトとして都道府県を經由して行政資源を裁量的に再配分することには、人口規模の大きい指定都市にとって弊害が大きい。道府県は基礎自治体ではなく、人口不均衡が著しいからである。

## ②誤解を招きやすいプラットフォーム改革を先送りしない

「アプリ改革」に比べて「プラットフォーム改革」は誤解を招きやすい。特別自治市の創設も、道府県相当を増やしてさらに行政経費を増やすものとみられることがある。しかし、市域内の道府県と指定都市が一元化することで大きな行革効果を期待できる。しかも、現行市域の変更を伴わないので、住民にとって市区町村合併や都構想のような抵抗感がない。実効性の高い改革である。

## ③横浜から日本の自治をスマートに変革。効果は広く全国に

特別自治市の創設は、他の市町村を犠牲にして指定都市に人口や税財源を集中させるものではなく、市町村間の資源配分に関しては中立である。現場で住民サービスを担う特別自治市が、道府県を介さずに迅速に国に働きかけて実現する改革効果は、全国で広く享受できる。

# 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」概要

## 1. 背景

現行の指定都市制度は、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展のけん引役として求められる役割に十分対応できる制度にはなっていない。

二重行政を完全に解消する制度としては、いわゆる都構想といわれる指定都市を解体し道府県に権限を一元化する方法と、道府県の権限を指定都市が担う特別自治市の2つの方法がある。

前者の制度は、大都市地域特別区設置法が施行されているが、後者の特別自治市は法制化されておらず、均衡のとれた地方自治制度となっていないため、双方の制度を選択可能にすべきである。

特別自治市の制度案・立法案を策定し、国・政党に提言する。

## 2. 構成市長

久元 喜造 神戸市長（プロジェクトリーダー）

郡 和子 仙台市長

福田 紀彦 川崎市長

田辺 信宏 静岡市長

門川 大作 京都市長

北橋 健治 北九州市長

清水 勇人 さいたま市長

山中 竹春 横浜市長

鈴木 康友 浜松市長

大森 雅夫 岡山市長

高島 宗一郎 福岡市長

熊谷 俊人 千葉市長

本村 賢太郎 相模原市長

河村 たかし 名古屋市長

松井 一實 広島市長

大西 一史 熊本市長 計16名

## 3. アドバイザー

辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

砂原 庸介 神戸大学大学院法学研究科教授

# 21世紀地方自治制度についての調査研究会概要

総務省・一般社団法人自治総合センター設置研究会

## 1 研究会の名称

「21世紀地方自治制度についての調査研究会」

## 2 研究の目的

社会経済情勢の変化や国内外の大都市地域における地方自治制度のあり方を踏まえた、これからの大都市制度のあり方について検討を行うことにより、地方自治の一層の推進に資することを目的とする。

## 3 主な研究のテーマ

- ・ 現行の大都市制度の評価・課題
- ・ 今後の大都市制度のあり方など

## 4 構成員

(座長)

辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

(構成員)

伊藤 正次 東京都立大学大学院法学政治学研究科教授

太田 匡彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授

橘田 誠 横浜市政策局大都市制度推進本部室長

高島 和也 神戸市企画調整局企画課大都市連携担当課長

稲継 裕昭 早稲田大学政治経済学術院教授

北村 亘 大阪大学大学院法学研究科教授

砂原 庸介 神戸大学大学院法学研究科教授

沼尾 波子 東洋大学国際学部国際地域学科教授

## 5 座長

- ・ 研究会に、座長を置く。
- ・ 座長は、会務を総理する。
- ・ 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

## 6 議事等

- ・ 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- ・ 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- ・ 令和3年6月から開催し、令和3年度中に調査・研究成果をとりまとめる。